

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。環境まちづくり委員会を始めさせていただきます。開会いたします。座らせて進めさせていただきます。

欠席届が出ております。柳清掃事務所長、2時30分からの欠席届でございます。

それで、傍聴者の方に申し上げます。ご案内のように、当委員会は、撮影、録音、パソコンの使用は認められておりませんので、ご了解のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の日程及び資料を事前に配付してございます。本日の進め方でございますけど、まず請願審査を行い、次に陳情審査、報告事項、その他と進めてまいりたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。また、陳情審査では、全部で19件の陳情が当委員会に送付されていますが、まず、外神田一丁目南部地区のまちづくり関係である送付5-14、15、16、27から30の7件が関連をするため、一括で審査をさせていただきます。次に、神田警察通り街路樹関係の送付5-13、20の2件は、関連するため一括で審査し、次に送付5-17、六番町偶数番地建築物等の高さ制限を含む地区計画（素案）に反対及び策定方法に関する陳情の審査、最後に、二番町地区まちづくりの関係である送付5-18、19、21から26、31の9件を、関連するため一括で審査することで進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、早速、日程1、請願審査に入ります。外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願でございます。前回の委員会で確認したとおり、正副委員長にて請願者5名と面談をさせていただきました。委員の皆さんには事前に概要を情報提供させていただきましたが、ここで休憩をいたします。

午前10時32分休憩

午前10時40分再開

○嶋崎委員長 それでは委員会を再開します。

休憩中に改めて、各委員の皆さんには正副から請願者との面談についても共有をさせていただいたと存じます。この件はそういう状況でございますので、よろしくお願いを致すとともに、執行機関から何か情報提供があれば、下さい。

○加島まちづくり担当部長 請願に対してということであれば、執行機関のほうから特にございません。

○嶋崎委員長 ない。ということで、執行機関からはないということでございますので、委員の皆さんからご意見を頂きたいと存じます。

○岩田委員 まず、請願は、16条に対して皆さん請願されているんですけど、結局16条はそのまま過ぎてしまって、17条に入ってしまった。でもこれ、17条に入るための条件というのは五つあったじゃないですか。それで、大方の同意のところを前言いました。それでちょっと調べたら、やはり委員会の中で、区ではそれは大方の同意というのは決められないというような話があった。それで、そのときには、いつの委員会か分からないからちょっとあれだという話でしたけども、それ、確かに部長がおっしゃっています。区で

は決められないというふうに。それで、それは委員会のほうで決めてくださいというようなことだったんですけども、結局それも、大方の同意というのはここで決められるわけでもなく、報告されるわけでもなく、何もなく17条に入っちゃったということ自体は、まず、これが適正なのかどうか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 岩田委員のほうから本会議でも同じようなご質問を頂いたかと思います。我々、部長として答弁したとおり、委員会集約で指摘された都市計画審議会等の専門的な知見を得るために、庁内の適正手続を得て17条の手続を進めたということでございます。我々といたしましては、大方の同意という、その5条件を含めて委員会の議論をしていただいて、取りまとめいただいたとっております。そういった意味で手続を進めるところでございます。

○岩田委員 いや、そうではなく、17条に入るんでしたら、まずその前に委員会に報告なり、こういうふうに17条に入りますよみたいな話があってしかるべきなのに、何もなく、ぼんといきなり入っちゃったというのは、それはおかしくないですかというところを言っているんです。

○大木神田地域まちづくり担当課長 我々としては、一般的に意見集約ということにつきましては、やはりこれらの議論を総括し取りまとめるということだと考えております。もしご指摘のように、大方の同意についてまだ判断してというようなことがございますれば、集約にその旨記載があるものでないかと思っておりますけども、今回ちょっとそういったところはなかったということございまして、やはり都市計画審議会の知見を得るところが、我々としては議会からの言われた意見なのかなというところで、手続を進めたところでございます。

○岩田委員 同じようなことをちょっと何度も言っちゃってすみませんけども、それは矛盾していますよ。だって、区では大方の同意って決められないと言っているのに、この条件の中に入っている大方の同意、それを踏まえて適正に判断しましたと、判断しちゃっているんですよ。それはおかしくないですかということを行っているんです、さっきから。

○嶋崎委員長 多分同じことの繰り返しなんだけど、部長、もう一回そのところはきっちりと整理してください。

○加島まちづくり担当部長 委員長、すみません。まちづくり担当部長です。

前回、6月の請願は、6月12日にご審議いただいているかなと。それで、そのときも同じようなご質問を頂いてきたといったようなところですよ。我々としては、特別委員会の中でいろいろと議論があって、学識の方々もお呼びいただいて、参考の意見というものを聞いていただいて、委員会が集約された。その中に、最終的に前回の環境まちづくり部資料、6月12日の分なのでちょっとお手元にはないかもしれませんがけれども、その中で、委員会の集約の中では、千代田区がこれら責任を認識し、都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得て、判断すべきことを当委員会として確認し、執行機関に申し入れるというような、3月3日に集約されたといったようなところですよ。それを踏まえまして、3月30日の都市計画審議会に、手続を進めていきますというご報告もさせていただいたようなところでございます。その後、5月、区の内部の決定機関である首脳会議等を踏まえて、区として手続を進めていったというところで、これも前回ご説明させていただいたとおりで、そのような形で、この件に関しては委員会集約のとおり今進めているといっ

たような認識でございます。

○岩田委員 もう、じゃあ、結局区では決められない、判断できないといった大方の同意を、結局は区が判断して17条に進めちゃったということになります。

じゃあ、何を言っても、そういうふうに言うんでしょう、じゃあ、それ以外に、委員会で集約したものがありませんよ、三つ。その中で、2番目のところで、公共性、公益性のところ、区有施設を含むことの公共性、公益性について、区民との共有が不十分と述べている。今回の意見書の中で、清掃事務所や万世会館、区道の権利変換についてどのように述べられているか、特徴的な内容を教えてください。

○大木神田地域まちづくり担当課長 我々としては、公共性、公益性につきましては、議会からのご質問であったり、公聴会のご意見であったり、説明会でのご質問であったり、そういったところで都度説明しているところでございますが、区有施設に関しましては、我々はこの再開発事業で、少なくとも区有施設について事業継続を行いながら、現地での再整備を行うことは可能な手段であるということ。それから、施設の使い勝手が著しく改善すること。それから、今後、権利変換を策定していくに当たって、公平、公正な手段が法令で定められておまして、再整備が可能であるということがあります。そういったことを踏まえて、公共・公益性については、この事業として持ち得ているというふうに話しております。

○岩田委員 その意見書の内容で、区有施設を再開発事業に含むことの公共性について、区民と共有ができたと言えるのかが問われていますけども、区はどのように考えているんでしょう。

○大木神田地域まちづくり担当課長 繰り返しのなってしまうけれども、我々としては、議会、それから公聴会、それから説明会その他の中で、公共性については都度問われてきたものと考えております。その中で、区有施設に関することの公共性、この再整備することについてのメリットということについては、都度ご説明していると思っております。それが、区民にとってちょっとご理解いただいているかどうかということがございますけども、我々としては手段を尽くして説明してきたという認識でございます。

○嶋崎委員長 岩田委員ね、あくまでもこの、これに沿ってやっていただかないと、内容じゃないから。

○岩田委員 そうですね。すみません。

○嶋崎委員長 この手順・手続はどうなんですかということのやり取りをしていただかないと、内容は逆にこの後の陳情のほうで出てくる部分もあるんで。

○岩田委員 陳情の。そうですね。すみません。失礼しました。

○嶋崎委員長 この今は請願の、委員会集約の遵守を求める請願ということなんで、このところを逸脱しないようにご発言ください。

○岩田委員 すみません。失礼いたしました。

○嶋崎委員長 ほか。関連かな。

○はやお委員 関連で。

○嶋崎委員長 関連する。中身に入らないでね。

はやお委員。

○はやお委員 中身に入らない。手続ということですので、そのところが一番確認した

いのが、専門的知見というところで、都市計画審議会のほうでは、この大方というのはどのように、専門的知見の中で何%とか、そういうことを言っていたのかが一つ。

そして、都市計画の決定等の提案ということについては、提案ですね、第21条のところに、決定または変更することを提案することができるということで、第3項のところに、区域内の土地所有等の3分の2以上の同意を得ていること。つまり提案者ですら3分の2は必要だよという話に、手続ですよ。それが、区が提案しているからということで、その3分の2を満たしていないということに関しては、どういうこと、区としてはどう考えているか。つまり、手続ですから、どういうふうに考えているのか、その2点、お答えいただきたい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 都市計画審議会につきまして、同意率の数字が幾つ以上であればよいかというような議論は、なされていないと認識してございます。我々は都市計画を決めていくに当たって、その同意率の考え方でございますけれども、当然、同意率については考慮すべきことではございますが、我々としては、このまちづくりを進めていくべきかどうかというところの観点から、この都市計画手続を進めていくかというところではございますので、同意率の数字について条件としてあるということは考えてございません。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 ただいまのやり取りが請願の趣旨そのものだと思うんですね。学者さんの意見は正直二つに分かれましたよね。一方の学者さんは、同意率というのは進めていけばどうにもなるんですということ、公共の福祉のために、というふうにおっしゃいましたね。もう一方の学者さんは、ほかの区も見てくださいと。港区だって中央区だって、9割、8割、そういうレベルでしっかり決めているのであって、3分の2の同意でも十分じゃないですよ。基本、国土交通省の通知は100%近い同意を求めてきたんだけど、そういう100%は過度だということで、1人の反対もとは言わないということだったと思うんですね。

2人の意見、学者の学識経験者の意見を聞いた中で、一方の意見だけを都合よく区の見解としたということではよろしいですか。委員会の申合せはそこのところは触れていませんので、だから、そこを判断するために、都市計画案をちゃんと事前に示してくれというふうになっているわけですから。

○加島まちづくり担当部長 一方の意見を尊重するというよりも、あそこの外神田一丁目のまちづくり、それを都市計画としてどう考えるべきかということだと思います。区としては、今提案させていただいている都市計画を進めるべきだという認識で、16条の頃からそういった認識は変わっていないんですけれども、それを進めてきたと。それに対してのご意見がいろいろあったのかなといったようなところで、そういった先ほどから出ている3分の2の同意だとか、その率だとかというのはあるんですけれども、最終的にあそこのまちの将来像を踏まえて、どう都市計画をするべきかというところの判断を、都市計画審議会でご審議いただきたいといったのが、今の区の考え方でございます。

先ほど、はやお委員の都市計画提案のお話、ちょっと答弁が漏れていたもので、基本的に都市計画は、やはり国だとか公共が決めていくものといったようなところなんです。そこに同意率だとか、そういったところというのは、基本的にはないといったようなところで

すけれども、公共だけではなくて、都市計画の法律で提案制度というものがございまして。これは民間の方々が提案できると。その民間の方々が提案する際に、たしか土地が5,000平米以上で、その地域の3分の2以上の同意が必要だといったような制度になっておりますので、若干ちょっと趣旨が違ってくる場所はあるんですけど、今回はもう区が、公共が、こういった都市計画を進めていくべきではないですかといったことをお示ししているといったようなところでございます。

○嶋崎委員長 はやお委員。

○はやお委員 区だからこそ、より同意率を上げる必要があるんじゃないかというのは私の意見なんです。というのは、提案をするのが3分の2というふうに出しているだけですから、それ以上超えていくということが必要でしょうと。

それで私、いろいろと、これだけ同意率が低ければ、さらに公共性の高いものを提案していかないと難しいんじゃないかと。低くていいということではないですよ。だけど、そういうところからしたときに、足りないんじゃないかということ、るる今までも言ってきたわけですよ。それが、親水性というのは個人的なものだと言うかもしれないですけども、公共性をこれだけ、6、4の中での賛成、反対があったときに、特別な公共性、高い公共性というものを説明して、地域に、そしてまた地権者に説明する必要があるんじゃないのかということ、それを言っていた。それはなぜかと言ったら、私有財産の問題での憲法論にまでなるから、この辺のところは丁寧に、そしてまた行司役である行政が、より自分に対しては襟を正して、しっかりとした同意率を求めていくというのが普通じゃないんですかということ、言っているんですよ。

自分たちが行司役だからルールを勝手に変えていいとか、ルールはないんだというようにしても、必ず頓挫しますよ、反対がこれだけのパーセンテージだったら。それでやっていったときに、また説明がしづらいんですよ。じゃあいいじゃねえかと我々が議会で言っても、またじゃあ頓挫しましたと言ったときに、誰が責任を取る。だから、この前のときは、誰かと言ったら、樋口さんが決定権者だからやるということになったということも分かりました。だけど、今後のこの進み方からしたときに、今、何度も言いますけれども、何度も言いますけれども、この3分の2というのは僕は最低だと思っています。それがいないということに関して、もう一度、行政としてどう考えているのか。これで進んで必ず見事にやっていきますと言えるのかということをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 今回の都市計画の手続の中では、国交省の指針にもあるとおり、むやみに同意率というところは考えていないということなんです。それは区もそういった認識でございまして。実際に進んでいくときには、やはり組合の設立認可というものが出てきますので、そこで3分の2以上の参加がないと、これはもう事業として進んでいきませんので、それはしっかりやっていくところを、区としてももちろん、公共が、国、都、区も入っておりますので、そこはしっかりやっていくといったところで、そういった認識で進んでいきたいというふうに考えております。

○はやお委員 じゃあ、最後。じゃあ、3分の2は必ず、竣工に当たっての、計画を進めていく中では、行政が責任を持って3分の2はキープするというところでよろしいですね。もう一度。

○加島まちづくり担当部長 キープというか、3分の2以上ないと次のステップに進めな

いといったようなところですので、都市計画決定を踏まえた上でそれを進めていくという  
ような認識でございます。

○嶋崎委員長 そこは大事なところだね。

桜井委員。

○桜井委員 先ほど部長から答弁があったことに重なります。大切なことなので、もう一  
度答弁をお願いしたいと思っておるんですけども、16条、17条を経て、現在、都市計  
画案というものを、区としての考え方を示して、あくまでも今回のこの事業に対する区と  
しての考え方を示すんだと。それに対してきちっとジャッジをしていただくということが  
必要なわけで、その手続をお願いしているわけなんですけども、賛成だとか、請願の中  
には賛成、反対の双方の意見も入れてもらいたいとかいうようなこともございましたけども、  
公聴会の意見への対応だとか反映というものも、今まで報告を頂く中で、反映をされてい  
るということも私もよく分かりました。

都市計画を進めていく上において、執行機関の権限として、この都市計画図書というん  
ですか、考え方というものを作成して、それに対する判断をしていただくという、そうい  
う区としての考え方なんだということについて、きちっとしたご判断を頂きたいと思いま  
すので、お願いしたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 前段で、請願書に書いてある、16条1項の公聴会でのご意  
見、それをどう反映されたかといったようなところで、それに関しましては、前回は資料  
でお示しさせていただいたとおり、趣旨として反映をしているもの。都市計画の記載には  
ちょっと当たらないので、反映できないもの。都市計画の意見であるんですけども、  
我々としてそういった形で都市計画を進めるべきではないといったところで、反映できな  
いもの。三つをご説明させていただいたといったようなところでございます。そういった  
公聴会並びに、もう既に17条の縦覧は終わりましたけれども、その意見を踏まえて、  
区として、先ほどはやお委員もおっしゃられましたけれども、区として責任を持ってこの  
都市計画の手続を進めていくという形で考えておりまして、それを踏まえて次回の都市計  
画審議会にはご審議賜りたいなというふうな認識でございます。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 先ほどのやり取りの中で、行政はこのことを、この間も私言って、ちゃんと  
答えてもらっていないんですけども、ご存じなのかなというふうに思うんですけども。私  
が持っているエビデンスでは、例えばワテラス、ワテラスにおいては、当初92%の割合  
で提案されたんですけども、認可時は85%。7%下がっているんですね。もう少し直  
近で言うと、かなりもめた、あの小川町三丁目計画。あれは75%で提案して、いや、も  
うあれは都市計画をかけちゃえばみんな賛成するんだ、みたいになっていたのが、実際は  
まだ75%止まりなんですよ。それで認可しちゃいましたね。でも、ここは3分の2を超  
えていたから、同じだって、下がったって認可できたんですけども。この事実はご存じで  
すか。実際、千代田区で起きていることというのは、ほぼそうなんですよ。私もそのとき  
は分からなかった。行政があんまりそう言うから、そういうものなのかなと思いたけ  
れども、そうっていないんですよ。どうなんですか。

○加島まちづくり担当部長 過去のそこら辺、細かく私もちょっと認識はしているところ

ではございません。外神田一丁目に関しては、前にも資料出させていただいているとおり、3分の2に今はっていないというような状況は、それは事実でございます。

先ほどはやお委員にご案内したとおり、都市計画を決定した後の様々な調整の中で、組合設立を3分の2以上の同意がなければ進めていくことはできないので、それをしっかりやっていくというような認識でございます。

○小枝委員 だから答えていないんですよ。そういう過去の事例からいくと、いかない可能性も十分にあるということは頭に入っているんですかということを行っているんです。そこははっきり答えてください。

○加島まちづくり担当部長 いかないというのは、頭には入っておりません。

○小枝委員 そうしますと、現在、これもちゃんと頭に入っているのかなと思うんですけども、皆さん何か、確かにここは4分の1が公共の土地ですから。国も東京都も入れればね。その4分の1を入れればいくんじゃないかみたいな淡い幻想を持っているんだけど、全部、全部全部足し合わせたって64なんです。そうすると、どんな裏技で数字を区が上げていこうとしているんですか。というのは、地権者の方が、いや、もうここは8割合意なんだという、推進の方が結構おっしゃっていて、ずれがあるんですよ。

いろんなテクニックはあると思うんですけども、テクニックでやっていいのかということ、一体どういう、何を、ちゃんと誠実に、人の土地、区民の土地、まちがかかっていることなので、誠実に見通しを語ってもらわないと、「考えていません」とかそういう言葉では何も説明になっていない。

○大木神田地域まちづくり担当課長 同意率の考え方でございますけれども、同意していない人の同意していない理由というのが、全てが事業に反対しているというわけではございません。1人の地権者のご意見では、都市計画の手続が進んだら同意しますと言っている方もいらっしゃいます。それから、やっぱり生活再建がどうなるかということが分からないと、ちょっと態度を明確にできないという方もいらっしゃいます。そういったことを踏まえまして、この手続を進めることによって数字が明らかになってくることで、同意というのでも十分取れるという見込みもあるのではないかと考えたところでございます。

○小枝委員 小川町のときも同じこと言ったんですよ。私はその先のストーリーは分からないから、そうなのかなと思いましたが。実際、先ほど言ったように、70が70.5、コンマ5上がりしましたがね。そのまま組合設立しちゃったんですよ。それは3分の2以上いっていたからそれで済んだけれども、今回の場合は、区民レベルでは6割で、公共を入れたって64にしかならないということも言っています。それがどうして変わるんですか。説明になっていないと思うんですよ。

小川町でも同じだったんですよ。みんな何が不安だ、何が不安だ。実際ワテラスでそうであったように、詰めていけば詰めていくほど合意できなくなっちゃうんですよ。なぜならばおいしい話だけ進めているから。実際はそうじゃないから。そのときに誰が責任を取るんですかということは明確に答えてください。誰が。

○大木神田地域まちづくり担当課長 委員長、神田地域まちづくり担当課長。

○嶋崎委員長 担当課長。

○小枝委員 何で課長なの。

○大木神田地域まちづくり担当課長 責任と申し上げますと、先ほどはやお委員のほうか

らのご質問がありましたとおり、区長のほうで責任を取るのかなと思っております。

同意に関しましては、当然数字について区のほうで、今、この3分の2以上断言できるというものではございませんけど、先ほども申し上げたとおり、我々としてはまだまだお話し合いできる余地というのは当然残っていると思っております。それを目指して区としても事業者と一緒に対応していくということでございます。

○小枝委員 区長が責任取るという話は確認しました。

それで、その都市計画決定権者である区長は、この議会の集約というのを本当に読んでいないと思うんですよね。読んでないと思うんですけれども、読んでください、ちゃんと。ここには四つの役割があると書いてあるんですよ。区長には都市計画決定権者の役割、そしてまちづくりの総合調整者としての役割、それから準備組合を指導する立場である役割、それから区民の財産を預かる地権者という、この四つの役割があると言っているんですよ。この中身を読みましたか。それを、1点目の決定権者、そういう権力を持っているんです、私は。ということ以外何も言っていないんですよ。それに対して区民は、「不安だ」「もっと丁寧にやってくれ」「みんなの財産とまちがかかっているんだ」「これまでもつまずいてきただろう」「これからもつまずくでしょう」と言っているんですよ。そういう、丁寧にやらないと。

現に16条に入ったとき大きくつまずきましたよね。八十数%賛成だと言って都市計画を入れて、開けてみたら5割だったんですよ。最初は4割反対、まずいですという情報が流れて。つまり提案者の準備組合の言っているままに動いているだけで、行政としては、ただ、権者です、決定権者です、権力が私にあります、だから何か問題が。というやり方だとうまくいかないよということをこの議会は述べているんです。その議会が述べている不安に対して、行政は議会の言っていることをちゃんとわきまえてください、聞いてくださいよと、5月19日に出てきた。そういう中身なんですよ。そういう中身だということとはちゃんと読んでいますか、課長は。課長、部長は読んでいますか。ちゃんと答弁してください。

○加島まちづくり担当部長 まちづくり担当部長。

○嶋崎委員長 俺がやる。

○加島まちづくり担当部長 すみません。

○嶋崎委員長 担当部長。

○加島まちづくり担当部長 すみません。今ちょっと何を読めと言われたのが、ちょっとよく分からなかったんですけど。最初に区長に読んだんですかと言われたのは、委員会集約、3月3日の。それはちゃんと、5月9日だったかな、首脳会議の中でも資料として出させていただいて、ご説明もさせていただいておりますので、そういうことがあるねということは認識はしているといったようなところでございます。

あと我々に読めと言われるのが、この請願書の中のことということであれば、これはしっかり読まさせていただいているというようなところでございます。

○小枝委員 そしたら、権者である、権力者である区長は、これまでのワテラスの事例であるとか、そういう92%が、何度も言いますが85%に下がっている。ほかだってみんな言えますよ。そういう、現実には都市計画を、これを圧力に使っちゃいけないんだけど、都市計画をもって地権者を、何というか、ひれ伏させるみたいな圧力に使っちゃいけない



んだけれども、現実到现在までそういうことで、嫌だよという人がいても、前へ進みましょうとやってきた。でも、実際、皆さん、進むんだ進むんだと、上がるんだと言うんだけれども、過去のデータは下がっている。特に直近の小川は横引きなんですよ。そう考えると、今回の場合、相当やばくないですかというふうに思う区民がいても当たり前だと思うし、それに対しての説明責任をしていないし、現に権者である区長はそういうことをご存じなのかと。

そして今、国や東京都を入れても、まだ64。普通、国や東京都は入れません。入れてもだよ。入れなかったら61。そういう現実である。つまり、先行きが極めて苦しいよということを行っているのか。それで推進の方も苦しい思いをしてしまう。もうこの後、我々だって地権者として清掃事務所が動かなくなる可能性だってあるわけですよ。そういう状況に、苦しみの先にさらしてしまうような可能性があるという、そういう、いいことと悪いことと両方をお耳に入れてこれを動かしていますかということを行っているんですよ。○嶋崎委員長 あのね、小枝委員ね、いろいろと思いは分かるんだけれども、さっきも岩田委員に申し上げたとおり、請願の審査なんで、ましてや紹介議員でありますから、後ほどのところで中身については、いろいろと陳情のところでもやり取りができるんで、今、何回か多くのやり取りを聞いていると、多分ずっとこのままなんだろうなということなんで、もしここでご意見があるのであれば、しっかりとご意見は言っていただく。そこは委員長としてお願いをしたい。いかがでしょう。

○小枝委員 意見というか、今の。

○嶋崎委員長 はい、どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 そうですね。これについてはもう、この論点についてはもう最後なので。

○嶋崎委員長 じゃあ、それは指摘してくださいよ。指摘するんだったら指摘してくださいよ。

○小枝委員 うん。いや、ご存じですということなんで。

○嶋崎委員長 いや、さっきから分かっていると言っているんだから、それはもうそれで、また繰り返したって同じ答弁しか出てこないんだから、私はこういうふうに思うんですよということをきちっと言ってくださいよ。

○小枝委員 じゃあ、前提論についても当然区長は理解をしているというふうに、私としては、この封じられてしまうと。

○嶋崎委員長 俺じゃねえよ。

○小枝委員 そういうふうに言われてしまうと、そうであるというふうに踏まえて、次に行くしかないですね。

○嶋崎委員長 そうですよ、もちろん。それはご理解ください。

○小枝委員 そういうふうに理解しますね。はい。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 この請願は、結局16条に基づく公述内容を反映してほしいということだったんですけど、でも、実際、もう16条は終わってしまった。でも、この趣旨というのは、区民が、再開発事業を通して、区の施設の整備に対しての公共性とか公益性、そういうものを見いだす上での一致点とか、その場所とか時間を保障しているか、議会にチェックしてほしいというようなことを言っているんだと思うので、その趣旨をちょっと踏まえてい

ただきたいなと思います。

○加島まちづくり担当部長 すみません。我々は、この請願書で書かれているのは、16条1項に基づく公聴会での意見、これに対して反映されているかどうか確認してくださいというのが請願書だというふうな認識でございます。それが趣旨なんじゃないかなと。それを踏まえると、前回は資料でご説明したとおり、先ほどもご説明したとおり、三つの点がありますと。そういった形で反映できるものだとか、趣旨として反映しているものだとか、そういったものでご説明させていただいていますので、そういったような理解でございます。

○岩田委員 この請願が一番最初に出たときというのは、まだ17条には行っていなかった。ということは、この内容も変わるわけですよ。結局、17条に行っちゃったというのは、議会の日程とかそういうので、17条に行く前にこの委員会が開かれなかったということで、こういうことに今現在に至るわけなんで、それだったら、この趣旨というのはちょっと今部長がおっしゃったようなことではなく、私が言ったようなことが趣旨なんではないかなと。だったらその趣旨をちょっと踏まえて、もし今後ちょっと採択というんだったら、その趣旨を考えて採択をしていただきたいと思いますと思っております。

○嶋崎委員長 それは、取扱いはまだしていないからね。（発言する者あり）

○岩田委員 すみません。

○嶋崎委員長 やり取りだから。

○岩田委員 ごめんなさい。すみません。今のは、なしにして、そういうのを、趣旨を踏まえていただきたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 それは意見、じゃあ、今のはご意見として伺っておいてください。

ほかにありますか。

○はやお委員 6月12日の環境まちづくり委員会のところでもやり取りをしました。それで、議事録のところ、19ページから20ページのところなんですけど、担当課長が、私が抵当権者について確認をしているのかと言ったときに、一つ、していないということだったんで、私も記憶、委員長をやったことがありますので、たしかこれ、抵当権者も入っていたなと思ってたんで、調べました。抵当権者を調べていないということは事実かどうかを答えていただくのが一つと。

もう一つは、結局は都市計画法の施行令ということで、第10条の4、つまり地区計画等の案を作成するに当たっての意見を求める者、つまり同意者をどうするかということだと思うんですが。違ったら違ったと言ってくださいね。こう書いてある。法第16条第2項の政令で定める利害関係者を有する者は、地区計画等の案に係る区域内の土地についての対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権または登記した、これは先取特権というのかね、それとあと、質権もしくは抵当権者を有する者及びその土地もしくはこれらの権利に関する仮登記、その土地もしくはこれらの権利に関する差押えの登記またはその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とすると、こう書いてある。つまり、これが、抵当権者を入れていなかったということについては裁量権でやれることなのか。法律ではこれ、求められると書いてあるんだけど、入れていないということをおっしゃったんで、これはどういうふうに解する。執行機関としては、これはいいんですよという話にしたのか。そこをお答えいただきたい。

2点ね。抵当権者を有するという事ではやっていないと言ったことを、もう一度確認。それで、抵当権者を有する者も調べなくちゃいけないよと言っているのに、調べていないんだったら、これについてはどういうふうに考えているのか。お答えいただきたい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 ちょっとすみません。事実を確認いたしますので、少しお時間を頂ければありがたいんですけども。

○嶋崎委員長 はい。じゃあ、休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時27分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

先ほどのはやお委員の質疑の答弁から行います。部長。

○加島まちづくり担当部長 すみません。貴重なお時間を頂いて申し訳ありませんでした。

前回、はやお委員から、16条第2項のところに、結局は利害関係というところで、抵当権者については確認したのかというご質問で、担当課長のほうから、抵当権者に今のところ話はしていないという認識という答弁をさせていただいたといったところでございます。これは16条2項、要するに地区計画と再開発のほうの権利者関係が、少し混同していたといったようなところだったというところでございます。

地区計画に関しましては、この外神田だけに限らず、ほかの地区計画をかけるときには、登記簿を全て取って、その権利者を把握して、その方々に全て送っているという形ですので、外神田一丁目もそのような形でございます。大変申し訳ないんですけども、そういった形で答弁のほうを修正させていただければというふうに思います。

○はやお委員 分かりました。これは委員会での答弁ですから、非常にここについては軽々に答弁されたら困るわけですよ。というのは、もしこのことが事実であれば、この法令の中に従っていないということを言わざるを得なくなっちゃうんで。じゃあ、やってありますよと。

じゃあ、確認します。何件ぐらいの確認をしたのかお答えいただきたい。だって、当然それは、この辺の同意率にも……

○嶋崎委員長 休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時36分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。それでは、今の件数を含めてご答弁ください。

答弁から入ります。担当課長。

○大木神田地域まちづくり担当課長 お時間を頂いて申し訳ございませんでした。実際、法律上の公告の手法といいますと、公告という形で、区役所の下に掲示板に16条の案をかける旨を掲示するというのが正式な方法なんですけれども、それだとちょっとやっぱり地権者さんにとって知らないということもございますので、丁寧にやるやり方として、通知を送っているというところでございます。総数としては、ちょっと今、下で確認したところ、121件というところでございましたけども、ちょっと抵当権なのか所有権なのかというところの、ちょっと区分まで指定はございませんで、総数としてその数を送っているというところでございました。

○嶋崎委員長 はやお委員。

○はやお委員 そういうことからしたら、甲のほうの地権者には確認している。で、乙区のほうについて分かりませんとなると、じゃあ甲が誰で乙がどうだったのかという意見って、どういうふうに整理したんですか。今の答弁で余計、121件というところに、甲の権者と乙の権者が分かれていなかったら、分からないでしょう、誰がそこに送ったかというのは。だって一番大切なのは、地権者であったり、そういうところなんだから。そうすると、今の答弁からすると、ちょっと矛盾を生じるよ。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 やはり今回は、地区計画と市街地再開発事業という二つ、2本立てになっているかなと。例えば市街地再開発事業が今回なくて、ただの地区計画、「ただの」って、すみません。ただじゃないんですけど。地区計画ということであれば、今言われたような方々に、権利者に送って、意見を提出してもらおうという形で、その意見に伴って17条をどういうふうにするかだとかという形になってくるといったところですよ。

今回は市街地再開発事業が関わってきますので、市街地再開発事業に関しては、一般的には準備組合を設立して、その中で、今度は権利者の方、土地の所有者だとか建物の所有者、それと借地の方、この方々にお声かけをして、どうですかといったような話になってくるので、全体の先ほどの地区計画と市街地再開発事業のメンバーというか人数だとかというのは、若干変わってくるよといったようなところですよ。先ほどいろいろ3分の2だとか数字が出ているというのは、その後の再開発事業の中の数字という形なので、はやお委員が言われる地区計画全体のお話ということになると、じゃあ、そこの抵当権者が何人で何%とかと、そういった取り方というのは、ほかの地区も含めてしていないというのが事実でございます。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。

○岩田委員 この17条の結果というのは、どういう感じになったんですかね。本当は16条でやるはずだった斎場とか清掃事務所って、これは都市計画事項ですよ。何か都市計画素案、これが案になって出ているんですけど。だったら、これってどういうふうな感じになっているんですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 17条の意見書につきましては、今後、都市計画審議会にご審議いただく際に、ご意見としてどういったことがあったのかというところで、ご判断いただく材料となるものでございますので、ちょっと委員会の要請というところとしましても、ちょっとこの場で内容についてはちょっとお答えすることは、ちょっとご勘弁いただきたいというところでございます。それらの意見についてはただいま処理しているところでございます。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 今、ご勘弁をという話がありましたけれども、この請願のほうに立ち返ると、16条の案の段階で議会に示してくださいよというふうに申し上げたわけですよ。それはいろいろな理由がありますけれども、なぜかという、今、岩田委員の話で言うと、例えば斎場とか清掃事務所については都市計画素案の中にしっかり書き込まれていて、むしろそれを整備するために、目的ぐらいの話で、これは番町で清掃事務所と書いてあっても、それは都市計画事項じゃないけれども、この外神田一丁目地区計画もしくは再開発促進区においては、まさしく都市計画事項もうそのものなんですよ。このために、これを建て替える公益目的のために、再開発をさせてくださいということになっているわけですから、

そこを、この間のまとめの一覧を見ると、都市計画事項除外という、これは都市計画事項じゃありませんというふうに答えちゃっているわけです。

そうであるかどうかということは、また専門家の意見の違いもあるでしょうけれども、そういうことを一つ一つ、議会、委員会でしっかりと区民の意見と照合しながら、次の案にどうしていくかを議論するために、手順・手続として都市計画案を議会に示してくださいよということになっていたわけで、今そして時を、事実経過として17条をやっちゃいましたと。皆さんが選挙をやっているうちにやっちゃいましたよという、議会ができないうちにやってしまったんですよというのであれば、じゃあ、17条の結果がどうなっているのかここで示して、皆さんのご意見を頂きたいというのが普通じゃないかと思うんですよ。それが、「ご勘弁いただきたい」と、区民の代表である議会がそれはご勘弁できないんじゃないかなというふうに思うんですけど。

○大木神田地域まちづくり担当課長 都市計画におきまして、公共施設の再整備を行うと記載されておりますのはまさにそのとおりで、整備を行うということのみを位置づけるものでございまして、その整備手法の具体的な内容がどうなのかということまで計画で定めるものではございません。そのことにつきましては、今まで議会でもいろいろな資料を出してご説明してまいりましたが、それはあくまでも、もう概算の事業イメージを用いて作ったものでございまして、今後それが決まってくるのが都市計画の手続を進めて、建物設計を行って、具体的な数字を出してからというところが決まってくるようになりますので、その段階では当然我々としては、区民の方にも、議会にも当然お示しするものでございますけれども、現段階ではこの内容については我々として分かり得ないというところで、お示しできないというところは事実でございます。

○小枝委員 再開発で整備するやり方の話ではなくて、再開発の中でこの二つの施設を整備するということについての意見が住民からたくさん出されたわけですよ。そして17条もその意見を取っているわけですよ。それについてどうであるかということは、区民の代表である議会のまさしく審議事項なんですよ。もう都計審に丸投げするなら議会は要らない。ましてや最後に議会は議決をしなければいけない。その前提となることをここでお示しできないということは、やっぱりそれはあってはならないというふうに思います。そういう答弁を議員として許してしまったら、議員そのものが不要だということになってしまいますから。

○嶋崎委員長 担当部長。

○加島まちづくり担当部長 外神田一丁目に限らず、過去において、16条の手続に入りますとか17条の手続に入りますだとか、そういった報告はさせていただいておりますけど、具体的な17条に入って、その後に都市計画審議会で審議を受けるに際しまして、具体的に委員会に、こうこうこうでしたというようなところではご報告はしていないといったようなところがございます。これに関しましては、たしか陳情のほうにも、陳情の5-29にも関わってきますので、そのときにも、都市計画審議会での資料となっていくので、区としては事前にその内容を公表することだとかは、審議会での公平な審議を阻害するおそれ、事前にこうこうこうだったといったようなところがあるとどうなのかということで、慎重な対応が求められるというふうな考え方でございます。

○小枝委員 これ、過去どうだったということは、この件については言えないわけですよ。

過去、じゃあ、この16条の手続に入った後に、特別委員会でこれだけ議論せねばならなくなり、で、こんな事態はなかったわけで、しかも同意率がここまで低い事態も過去の一つもなかったです。これだけ低い状態のまま、議会が全く関与しなければ、これはもうもっと深刻な事態になっていた。

当時、令和3年の5月、6月の時点で都市計画手続に入ったときには、部長だけは替わっていないので、替わっていないと思いますけれども、実際は8割以上の合意があると思って入ったけれども、そうでなかったことに関しては、16条そのものを詳細な調査というふうに捉えてやりますから勘弁してください、やらせてくださいということで、1回延期したけどやったんですよ。で、詳細な調査、簡易書留で調査をしたところ、実際その段階では32地権者のうちの16人、つまり5割であったということが明らかになって、やはりそのとおりというか、もっと状況は厳しかったということが明らかになった。そのときは非常に反省したんだけど、2年もたつとすっかり忘れて、全くほかではやっていませんからそれでいいんですよというふうに言われたんでは、じゃあ何のためにこの委員会集約をしたのかということになってしまう。思い出していただきたいんですよ、16条のつまりきを。この17条で同じつまりきをしてはいけないので、議会側にしっかりとした情報提供、区民代表である議会に出していただきたい。

ちなみに何件意見が出ているんですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 数字については精査しているところでございますけれども、要は無効票とかも結構ございまして、それを一つ一つの意見を精査しているところでございます。総数だけについてはちょっと申し上げたいと思いますけれども、総数は大体4,200件ほど、トータルで来ております。

○小枝委員 ほかの案件では、それについて、住民あるいは在勤の別、賛否の別というのが委員会のほうに報告があって、都市計画審議会に入っております。それについてはどのようなになっていますか。

○嶋崎委員長 手順・手続はどうなっている。

○加島まちづくり担当部長 先ほどご説明したとおり、17条の結果については報告はしておりませんので、今回もそういったご報告はする予定はございません。

○嶋崎委員長 これまでの間もなかったということで確認していいんだよね。

小枝委員。

○小枝委員 ほかの案件というのは、二番町ですけど、二番町については、事前に報告されていましてよね。その内訳、質疑もしたという記憶がありますね。（発言する者あり）うん。その上で、この案件は、委員会集約をかけて都市計画案を示してくれと言っている案件ですからね。それはもう、もう議会は関係ありませんと、区長一本、あとは審議会一本で行きますと言ったんだったら、本当に議会は責任を果たせないですよ。16条を示さないだけじゃなくて、17条も示さないで、それ、じゃあ行っちゃうという、そういうご答弁なんですか。そういうご答弁だとすると、議会は本当に要らないということになっちゃうので。説明責任を果たす。丁寧にやる。住民に情報公開をする。その情報公開の場がこの公式の場ですから。それをちゃんとやらしてもらわないと先へ進めないと思いますよ。

○嶋崎委員長 ちょっと16条と17条のことも含めて、ちょっとちゃんと答弁して。

○加島まちづくり担当部長 今確認したところ、二番町についても17条での報告はして

おりません。16条のときの報告という形だと思います。外神田一丁目に関しても、もちろん16条に関して報告させていただいて、それから結構期間がかかりましたけど、今こういう状況だといったようなところでございます。

○嶋崎委員長 はい。

○小枝委員 おかしいな。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。

○林委員 今のところで、その17条のいろんな4,200件というのは、開示請求の対象になる。行政文書に当たるんですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 行政が所有している文書ですので、開示対象になると考えております。実際、今、開示請求のほうも実は頂いてございまして、我々としては、先ほど申し上げたとおり、都市計画審議会での公平、公正な審議を頂くための資料ということで、審議会が終わるまでは非公開に該当するものなのかなと考えているところでございます。

○林委員 そうすると、都市計画審議会で、この中にもメンバーの方がおられて、事前に配付すると。要は公平性の担保が、リリースですよ、手渡すところで。都市計画審議会のメンバーの方に全員に資料をお渡した時点で開示しても、特に問題はあのかないのか。ここは大事なところで、前例とともになんです。これ1個やったら、今後も全部、17条も意見も含めて、4,200件のも全部すべからく公開するという形になるのかどうかというのは、内部でやっぱり確認を取った上で、慎重の上にも慎重にやらないといけないと思いますので、そこはどうなっているんですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 実際の手続といたしましては、審議会委員へ事前に17条意見の要旨というところを取りまとめを送っているというところでございますが、当然それについては審議会で審議するものでございますので、委員会の委員限りというところでお送りしているというところでございます。

○林委員 要は情報公開の開示請求があったら、そこは黒塗りでも出す。出さない。要は、17条の意見のこの4,200件を見せてくださいよと情報公開の公開請求があったら、これは塗って出す資料なんですかね。それとも要約で出せる。どういう位置づけに、関係になっているのかというところを、委員限りで確認はそれぞれ会議体でするんでしょう。非公開ですよ、非公開資料ですとか。議会だってそういうのをできないこともないから。そこは、基準というのかな、どこか16条と17条のこの開示の仕方、情報公開の仕方というのは、線引きというのは内部でどういうふうに統制を取られているのか。ないんだったら、ないでいいですよ。今の時点で、過去の例も含めてお答えしていただきたい。

○加島まちづくり担当部長 都市計画審議会の委員の方へは、あくまでも事前送付という形で、審議の際の事前に、こういう情報ですということで情報提供させていただくと。実際に都市計画審議会の日に正式なやつをお渡しするという形なので、若干そこら辺でぶれる可能性もなくはないのかなといったところでございます。

先ほど4,000件以上という形の数字を報告させていただきましたけれども、都市計画審議会に出させていただく資料については、その要約とかという形になりますので、もちろん名前だとかそういったものは出ないという形のものなので、それはその後、都市計画審議会が終了すれば、素直に公表することは可能だというふうに考えております。一

方、4,000件出ている一枚一枚を公表しろというようなところもあるかなと思いますので、そこに関しましては、個人情報だとかいろんな情報がありますので、そこは黒く塗ったりだとかをして、都市計画審議会にお出しした資料とまた別の資料を、大本の資料ですよね、それを要望されるということであれば、それは都市計画審議会が終わった後に、そういった対応をさせていただくという形になるというふうな認識でございます。

○林委員 分かりました。4,200件のそれぞれ個人情報が入っている元のペーパー、紙なりメールなり、これを出すと、個人情報の保護していない形になってしまいますので、これはできないだろうと。

次、二つあって、一つが都市計画審議会で、今言われた出された資料、これも行政文書に当たるわけですよね。行政の内部会議体で、審議会で行っている。これは、都市計画審議会が終わった後、議会には提出しても何ら問題がないと。それ以上もっと細かい、例えばさっきの分類別ですとかになってくると、またここは要相談になってくると。そういう受け止めでよろしいですかね。

○大木神田地域まちづくり担当課長 委員ご指摘のとおりかと考えております。

○林委員 ここから先が、これまでの違いと、この案件ので、一つがこれまで16条、17条と都市計画でいろんな様々な手続きをやってきたと思うんですけども、外神田一丁目って、すごく、まず普通の素人目に見ると違和感があるのが、万世橋出張所だけくり抜かれて除外されている、非常にいびつな形の計画ですよね。公共用地と言えば全部含めてやったほうが、遥かに効果的、公共性が高まるんだと思うんですけども、出張所だけは聖域にして外していると。で、清掃事務所と万世会館のところを、それぞれこの都市計画のところにはめ込むと。

普通に考えると、出張所も入れて三つでシャッフルしたほうがいいものができそうだなと思うけど、それはあえてやらない形なわけですよね。となってくると、17条のところのご意見、例えば、計画では川のところを大切にしようねと言っても、実際には葬祭場が計画されていたりするわけで。すると、川のにぎやかさと葬祭場って、かなりミスマッチだなと思う方の意見も出てきているのかもしれない。そういった意見というのを確認しながらやっていかないと、幾ら建ててくれますとか貸してくれますと言っている、千代田区はお金があるんで、いやいや、もうちょっと何かできないかねという意見の、その17条の個別具体的な意見というのは、これは議会側に出てくるんですかね。

もっと分かりやすく言うと、万世会館と清掃事務所の事案だけは、都市計画審議会に提出されたものよりも、もっと詳細な意見のものを出してもらえる。清掃事務所は多分この所管の委員会なんですが、万世会館は別の委員会になる、お隣になるんでしょうけれども、どんな意見が出たのかというのは、都市計画審議会でも、より詳細な意見というのをあったほうが、よりいい設備のリクエストの項目ができるのではないのかなと思うんですけども、そこはどうなの。難しいのかな。やっぱり都市計画審議会が出た資料、出された資料以上のものは情報提供も厳しいんですかね。

○加島まちづくり担当部長 今、都市計画の決定に向けた手続になっているので、その都市計画決定の手続に大きな支障になるような意見に関しては、なかなか難しいところもあるかなというふうには思います。例えば万世会館はこの地区じゃなくてとか、ほかにとか、そういった意見は多分我々としてもちょっと受け入れられないといったようなところ



になるかなと。今の案の中で、今後このような形にしてもらいたい、こういう機能を入れてもらいたいだとか、こういったことを工夫してほしいだとかというような意見があれば、そこら辺は今後の都市計画決定後の話になってくるかなと思いますので、そういったものに関しては、反映できるものは積極的に反映をしていくべきだなというふうなのは思っております。

今細かいところ、清掃事務所だとか万世会館に対する、17条でどんな意見が出てきたかというのは、我々もちょっと、私も全部把握しているわけではございませんので、その中で、こういった意見があって、都市計画ではちょっとこうでしたけど、都市計画後に反映できるのはこういう形だとか、ご意見がありましたよというのは、お示しすることも可能なのかなというふうには思っていますので、ちょっと参考にさせていただいて、検討させていただければなというふうに思います。

○林委員 要は、都市計画決定後という、かなり決定した形になって、何も、場所も含めて何も住民がもう意見が言えなくなってしまっている。最後の機会が17条だったのかもしれないんで、ここの詳細をどんなもんなのかなというのを知りたいというのは、多分悪くない話だと思うんですよ。委員会に提出するということは、これ、ネットで公開するんで住民にも公開することになるんで、別に行政の方にとっても、苦しい、なぜ隠すんだという疑いの疑念の目で見られることも減るんで。一つは都市計画審議会の資料送付の後で、ぜひ出てきたほうが、より公平性で透明性の高い形の、開かれた議会と口だけで言っているんじゃないかと、そういう実働のところが大切だと思うのと。

もう一つが、やっぱり区民が使う施設が再開発の中に入るとというのは、繰り返しのので、出張所だけそこは出しているんですよ。普通、葬祭場だけ出して、出張所と何とかとかというんだったら、ああなるほどねとなるかもしれないけど、出張所だけあえて外に出して、エリアから出しているんで、ますます違和感がないような形で、これが妥当性があるんだよという形だったら、やっぱりある程度の意見のものも、本当にこの場所で適切なのかどうか、外神田でいいのか悪いのかというご意見もあるのかどうか分からないんで、妥当性あって、そうだよと。葬祭場というのはあの外神田一丁目のところに必然性があるんだよという形のものを、確認できるだけの材料提供をしてもらいたいんですよ、判断材料を。伝わりますかね、それって。

やっぱり出張所だけ外している、ここまで相当違和感が出てくると思うんですよ。なぜ中というのと、分離になっちゃうわけですよ。片方は大きなビルの中で、片方は川っ縁になってしまうんで。ここのところの整合性が、しっかりと、そうだよという確認を取れるような意見だったよという情報提供ができるのかどうかなんですよ。

○加島まちづくり担当部長 先ほど申し上げたように、都市計画審議会の前になかなか情報提供は難しいといったようなのは、先ほど答弁させていただいたとおりです。その後、都市計画審議会後に、こういう意見があって、こういったところは受け入れられるだとか、ここはこうです、今言った出張所に関しての考え方だとか、そういったものも含めた意見というか確認だとか、そういったものは、審議会後であれば、我々はそれは可能なのかなというふうな認識でございます。

○林委員 二つ。

○嶋崎委員長 はい。いいですか。

○林委員 二つ。都計審と別のものもと、何度も聞いているんだけど。都計審とは別資料の、公共施設の万世会館と清掃事務所だけは集約した形でできるんですかと。

○加島まちづくり担当部長 すみません。都計審で提出した資料とは別に、17条の意見で、清掃事務所だとか万世会館での意見がこういったものが出たといったところに関しては、どのくらい出ているかというのはちょっとありますので、ちょっと検討させていただきたいんですけども、お出ししてご議論いただくというのは可能なのかなというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。ほかにありますか。

○小枝委員 ただいまの清掃事務所と万世会館、葬祭場が都市計画事項なのかどうかということは、ずっと議論がありますね。行政のほうは、区民への紙での説明では、これは都市計画じゃありませんというふうに言っています。でも実際、都市計画図書、これを見れば、都市計画の中に書いています。非常に矛盾があるんですね。都市計画事項でないなら、まさしく区議会事項なんですよ。区議会事項でありながら、その情報について何ら頂けないまま、外枠だけ固定してしまうということになると、これは都市計画だからこそ都市計画案を議会と議論させてほしい。もちろん委員の中で考え方は異なるかもしれない。この行政の考えていることが全くマッチしていると思っている方もいるでしょう。でも、いや、もっとこうしたほうが良いと思っている人もいます。

我々としては、我々としては受けられないと、さっきそういう言葉をお使いになったんだけど、それは行政の我々であって、議会は別なんですよ。だから議会は、区民の声を聞いて、この清掃事務所と葬祭場についてどうするかということ、16条の案の段階でしっかりと示してくださいよという集約になっているわけ。でもそこが過ぎてしまっている。それについて、17条をもう一回やれというふうには今は言えないんでしょうから、17条においてしっかりと議会に示した中で、示して議論をしてから、都市計画審議会にかけていくということができないのか。

そして、これは委員長への質問ですけれども、請願者とやり取りする中に、そういうご意見があったかなかったか。そこもちょっと答えていただきたい。

○嶋崎委員長 じゃあ、ちょっと休憩します。

午後0時06分休憩

午後0時08分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、じゃあ、理事者に対するの答弁は下さい。

それから、私に対して、さっき質問とおっしゃったんだけど、委員会なんで、質問ではなくて、ちょっと言い方を変えていただいて、もう一度ご発言を頂ければ、私のほうから発言ができることはいたします。

まずは、答弁からお願いします。

○大木神田地域まちづくり担当課長 17条の意見書の概要につきましては、議会に提出をというご質問でございますけども、先ほど申し上げたとおり、今後、都市計画審議会のちょっと審議で公平性を阻害するおそれがございますので、ちょっとご提示することは難しいというところでございます。

それとあと、今、委員のほうからご意見がございました、区有施設のことが都市計画の

事項というところで、先ほど申し上げたとおり、これについては整備するということを決めているものみにすぎません。今後の使い勝手ですとか機能性ですとか、そういったところにつきましては、当然決定後に、建物設計に着手段階で、そういったことを初めて検討できるということになりますので、そういったことにつきましては当然議会のほうにも情報提供して、ご議論いただくものなのかなと考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。ということですよ。

小枝委員。

○小枝委員 今回の答弁については、ちょっと今ここでやり取りいたしませんけど、納得はしませんけど、やり取りはちょっとしません。

委員長のほうにと言ったのは、前回の委員会で、請願者の皆様の意見を聞いてきていただくという段取りになっておりましたから、その内容の中で、そうした16条、今のが、提案時点では、5月19日の時点では、まだ17条に入る前でしたけれども、委員会段取り、様々な点、今を現に終わってしまっているという状況にあって、17条の中で、先ほどの公共施設を含めたやり取りについて、16条ではできなかったことを17条の現段階で委員会としてしっかりと確認をして、区民代表の議会として確認をして、都市計画のほうに進んでほしいという意見があったかなかったかということについて、確認をしていただきたい。

この点で、行ったり来たりするといけないので、もう一点あります。あと、そういった意見があったかなかったか。もう一点は、直接新しい議会で意見を聞いていただきたいという意見があったかなかったか。この2点について、あったかなかったかということについてご確認を頂きたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。具体的な場所の指定をされて、例えば葬祭場とか、それから清掃事務所とかということの名称ではなくて、全体的なところの部分で言えば、そういうところも含まれたお話をされたのかなというふうな仄聞はします。

それから、新しい委員さんというか、議会に対しての直接の話ができればみたいな話は、これもなかったわけじゃないというふうにも認識をいたしております。

以上です。

○小枝委員 はい、分かりました。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。なければ、これで一応質疑は終了させていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。では、この請願に関する質疑を終了します。

暫時休憩します。

午後0時12分休憩

午後2時59分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。大変お時間を取らせまして、申し訳ございません。

冒頭、小川事務局長でございますけども、企画総務委員長と調整して、議長に申し入れまして、本日は環境まちづくり委員会の事務に事務局長として従事いたしておりますので、ご了解いただきたいと思います。

質疑は先ほどもう終了させていただきましたが、先般、冒頭にもお話ししましたが、正副委員長のほうで請願者の方とご面会をいたし——ごめん。ごめんごめん。失礼しました。まず先に、部長から答弁修正。失礼。

○加島まちづくり担当部長 すみません。お時間を頂き、申し訳ございません。午前中の私の答弁、一つ間違いがございました。はやお委員からのご質問の中で、都市計画法の16条2項の手續の関係でございます。16条2項に關しましては、まずは告示をするということで、そこへ全体に周知をさせていただくと。それが基本になっております。区の地区計画の案の作成手續に関する条例、そちらにもそういった形でうたわれております。そういったことを踏まえた上で、やはり土地の所有者の方、建物所有者の方々にお知らせする意味で、その方々にご案内だとかを送らせていただいているという形でございます。全庁的に調べた結果、抵当権者の方にそれをお知らせしているという事実はございませんでしたので、そこに関しましては訂正をさせていただきたいと。ただ、権限はございますので、意見が出てきた場合には、それは、意見は踏まえるという形になっているというものでございます。大変申し訳ございませんでした。

○嶋崎委員長 はい。

はやお委員。

○はやお委員 私が心配しているのは、手續・手續の質問をずっとしていたわけです。そして、先ほどの10条の4ということで、このところについての、もしくは抵当権者を有する者というところの意見も聞いてこなくちゃいけないということで、ここで一番心配なのは、やはりしていませんでしたといったときに、この手續に瑕疵が生じるのではないかという心配なんです。それをちゃんと法規のほうだとか何かの確認を取ったのか。もし、今、答弁が二転三転しているわけです。まず最初に、抵当権者については確認しておりません。その次には、千幾つ、1,121件についてはしました。中身についての内訳は分かりません。そしたら、やっぱりしていませんでしたと。一体どっちなんだという話になっちゃうんで、この辺のところ、一番大切な手續・手續がきちっとされている中に、やはり区民の人たちは安心感、確からしさを感じるので、このところはどういうふうを確認していて、このところについては10条の4ということについて瑕疵があるのかないのか。その辺含めて、裁量権があるのかどうかを含めてお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 大変申し訳ございませんでした。手續に関して瑕疵はないというような状況でございます。先ほども申し上げたとおり、地区計画の案の作成に関する条例がございます。その中に、公告し、当該地区計画等の素案を当該公告日から2週間、公衆の縦覧に供しなければならないという形になっております。それを踏まえまして、説明会にあるときはというような形で書いてありますので、そういった意味で、今まで、この外一だけではありませんけれども、そのほかの地区計画、いろいろ地区でやっておりますけれども、その中の地区計画を定めてきたというところで、特に法律的な瑕疵はないというような状況でございます。

○はやお委員 最後。繰り返しにはなるんです。ただ、私はこの法解釈が、何度も言うわけだけど、地区計画等の案を作成するに当たっての意見を求めるものを書いてあるわけです。ここは確認しておかなくてはいけないということなんですけれども、そうすると、今までもこの法令、この法令に従うということからしたときに、瑕疵がないというのが、

これが裁量権の中なのか。普通に素人が見ると、これはやらなくちゃいけないと思うのが、文面からするとなるわけですよ。いいというのは、そういう実例でそういうふうになっているのかどうなのかが分からない。それをきちっと、そしたら前も遡って瑕疵があったんじゃないかという話になるから。ここのところをもう一度、もう一度正確にお答えいただきたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 地区計画の素案ですね、素案に関する掲示方法に関しては、公告をすると。それが大基本です。

○はやお委員 それだけはやると。

○加島まちづくり担当部長 はい。それをやっていけば、手続的には瑕疵はないといったようなところでございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

ちょっと戻らせていただきます。冒頭、正副委員長で、この外一の請願者の皆さんと一代表者ですね、と委員会で確認を取って、面談をしてまいりました。それで、そのときには書記さんもお連れして、間違いのないようにテープ起こしをして、それを資料にさせていただきました。改めて皆さんのお手元に参考の資料としてご配付をさせていただきます。この後の取扱いのときにお使いを頂きたいというふうに思いますので、ご了承を頂きたいと存じます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、皆さんからこのご意見を頂いたと思うんですけども、本件の請願の取扱いについて、いかがいたしましょう。ご意見があればお聞かせを頂きたいと思います。

○岩田委員 この公聴会で公述された内容を都市計画案に反映すると。そのときの都市計画案の事前説明もなし。また、手順・手続に瑕疵がないとは言いながらも、とても丁寧にやっていると思いませんので、これは継続するべきではないかなと私は思います。

○嶋崎委員長 継続。はい。

ほかにありますか。

○小枝委員 ただいまの、これはお配りされた資料ということになるんですかね。面談の資料。

○嶋崎委員長 参考にしてください。

○小枝委員 参考に。参考として配付された資料の中にも、複数、趣旨採択を求めるということが書かれています。また、請願の意図を新しい委員に直接伝える機会があればさらにうれしいとも書かれています。この16条で大きくつまずいたこの案件ですので、17条というのは、この判断をするに当たっては非常に重要な局面というふうに思っております。今回において趣旨採択というようなことができるとは思いますが、この本定例議会の中での手順・手続のところが、もう、いま一つ整理しなければならないところもあると思いますので、継続ということをお願いをしたいというふうに。

○嶋崎委員長 趣旨採択ではなくては、継続。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

桜井委員。

○桜井委員 この請願では、公述意見及び公述申出意見を区の都市計画案の作成に反映するようにお願いしますと、そういう記述から始まっております。前段部分では、公聴会における意見が適切に反映されるようにお願いしますとの記載がなされているわけですが、今日も質疑の中での答弁で、区の説明で、意見の趣旨を反映しているもの、意見が都市計画の内容でないもので反映できないもの、そして、都市計画の意見ではあるが反映はしないものとの、その区分けをきちっとされて説明をされてきたという報告がございました。公聴会の意見への対応ですとか反映は既にもう行われておりまして、都市計画を進めていく上で、執行機関の権限として、都市計画図書を作成したいという解釈になるのではないかと。この一方、反映については都市計画審議会の専門家の知見を得ることも、青山先生の話の中にもこれは出てきております。これは速やかに都市計画審議会で判断をしていただくということが、これは最も重要なことだと私は思っております、この請願についての採択、不採択について判断をしていただく必要がある。それが最もふさわしいとそのように思っております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○岩佐委員 本請願がもうそもそも急施で上げたという事情でスタートしていて、請願の審査開始から既にこの17条の手續に入ってしまったという、ちょっと今回が特殊な事案だと思います。ただ、この審査の中で、請願の中に書いてある、やはりこの反映されている公聴会で公述した内容が反映されたか、どのような反映をされなかったものか、そういったこともいろいろとご報告いただいて、明らかにはなっているんだと思います。その上で、先ほど正副の委員長の方たちが聞いてきてくださったということもご報告いただきましたけれども、急施として上げられたということ、それから17条の手續は既に終わっていて都計審が入るという中で、またこの一つの流れの中で、正副の委員長に聞いていただいた中で、今後の再開発の事業を通してでの意見もいろいろと書いてあるものですから、その中でまたしっかりと意見を大きく反映していく機会があるものと思います。急施で上げた以上は、一度はしっかりと、この請願という性質上、結論を出すべきだと思っております。

○嶋崎委員長 はい。ほかにありますか。いいですか。

それでは、この本件について、まず継続のご意見もありましたので、一つ一つ採決をしていきますけど、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、請願5-1、外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願について、継続すべきという意見の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 はい。林委員、はやお委員、小枝委員、岩田委員が賛成でありますから、賛成多数ということで、本件は継続という判断をさせていただくことになりました。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。休憩します。

午後3時12分休憩

午後3時13分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

以上で請願審査を終了します。

次に、日程2、陳情審査に入ります。最初に、外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、送付5-14、15、16、27から30の7件を、一括して審査いたします。

陳情書の朗読は省略させていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。執行機関から情報提供がありましたら、頂きたいと思います。

○大木神田地域まちづくり担当課長 それでは、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する陳情につきまして、区の見解をご説明いたします。環境まちづくり資料、参考資料1をご覧ください。この資料に基づきましてご説明いたします。

初めに、送付5-14、外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情です。

○嶋崎委員長 いいよ。ちょっと待って。すみません、傍聴者の方、ちょっと静かにしていただけますか。聞こえないんで、申し訳ないです。よろしくお願いします。ご協力ください。

どうぞ。

○大木神田地域まちづくり担当課長 はい。17条手続に入る前に情報共有することの陳情ですが、区は17条手続に既に入っております。陳情内、個別建替えができないとの前提に関する情報、これにつきましては、令和3年7月30日の環境・まちづくり特別委員会で報告しております。また、令和3年6月15日に、前特別委員会で定めた17条手続きに入るための条件の5番目の項目でございます、委員会設定した条件等を踏まえた上で、前委員会の中で集約されたところと認識してございます。そしてもう一つの、再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報につきましては、6月12日の委員会の請願審査のなかで、建物の詳細な情報については、都市計画決定後に把握できるものである旨を情報提供しております。

次に送付5-15、外神田一丁目再開発に関する委員会開催を求める陳情です。6月7日、6月12日に当委員会が開催され、外神田一丁目のまちづくりに関して請願審査がなされております。

次に送付5-16、外神田一丁目南部地区の都市計画案、再開発事業は公聴会の意見を遵守することを求める陳情です。このことにつきましては、6月7日、6月12日の当委員会の請願審査の中で、公聴会の意見に対する区の考え方について情報提供をしております。

次に送付5-27、外神田一丁目南部地区再開発について丁寧な手続きを求める陳情です。「事業の見通しが立っていない状況で都市計画決定することはやめて」、これにつきましては、前特別委員会の中でも議論がされ、そのようなことも含めて集約がなされたところがございます。「行政が形式的な手続きで、委員会への丁寧な説明、議論もなく、次の都市計画審議会へ諮問するようなことがないようお願いする」については、委員会集約で指摘された都市計画審議会等の専門的な知見を得るために、現在手続きを進めておるところでございます。

次に送付5-28、千代田区都市計画マスタープランとの整合性の確認を求める陳情です。当該地周辺は、高度機能創造・連携地点のC1秋葉原駅周辺に位置づけられており、電気街、サブカルチャー等、まちの進化の過程で醸成される独自の文化を世界に発信、交流のための機能や空間を充実させていくことが求められています。さらに、当該地区周辺は、戦略的先導地域の位置づけもなされており、まちの課題、内外の環境変化を踏まえて、拠点性の向上や周辺環境との調和など、次世代の都心生活を豊かにする魅力、価値を創造するまちづくりをけん引していく地域となっており、本都市計画案は都市計画マスタープランと整合するものと考えております。

次に送付5-29、都市計画法17条手続きに対する意見の速報を求める陳情です。17条の意見書につきましては、委員会に賛否の数など速報を示すことの陳情ですが、意見書については、都市計画審議会の審議を行うための資料であり、事前にその内容を公表することは審議会での公平な審議を阻害する恐れがあり、慎重な対応が求められると考えています。

送付5-30、千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情です。連合審査会等の設置を求める陳情であり、区としての意見は特段ございませんが、我々としては、区有施設の建て替えに関する公共性、公益性については、前委員会の中で議論され集約されたものと認識しております。

資料のご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。資料の説明を頂きました。それぞれの皆さんからご意見を頂きたいと思えますけれども、できるだけあまり広げないでやり取りをさせていただきたいと思えます。一つ一つできればやっていきたいかなとも思えますので。順番はどうでも構いません。まずはご発言を頂いたところから、そこに関連があるのかないのか含めて、整理しながらさせていただきたいと思えますのと、前委員会の中でもかなり集約をかけて、陳情者の皆さんにもお戻しをさせていただきます。そこも踏まえた形でやり取りをさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

どうぞ。岩田委員。

○岩田委員 すみません。午前中のところで、請願のところなのにもかかわらず中身に入っちゃったので、そこで、それは中身だから違うよと言われたところで、そこをちょっと質問しますが、意見書の内容で、区有施設を再開発事業に含むことの公共性について、区民と共有ができたと言えるのかが問われているので、区の認識を問いますというところで、一応区は説明していますというようなご答弁があったと思うんですけど、説明じゃなくて、それを共有できたのかということです、私の質問は。

○大木神田地域まちづくり担当課長 繰り返しになってしまうんですけど、本事業における公共性、公益性につきましては、我々としてはこの事業の公共性、公益性でございますけれども、貴重な都市資源である川を生かしたまち並みを形成するですとか、良好な水辺空間である親水広場ですとか、川沿いの歩行者動線の整備、また万世会館ですとか清掃事務所といった区有施設についても機能拡充を目指していくこと。これら、地域全体のまちづくりとして、これが実現すること、これが公共性と考えたところでございます。

これまでも、こうした公共性、公益性につきましては、例えば基本構想の策定時ですとか権利者説明会ですとか、当然議会のほうにも特別委員会を通じて再三ご説明していると



ころでございまして、我々としては、こうした公共性があることで、この事業を進めていきたいというところでご説明しているところでございますが、それがご理解いただけただかというところでございますけども、当然それについては様々な意見があると思っておりますが、我々としてはそういった説明を再三してきたというような認識でございます。

○岩田委員 繰り返しのところなんで、そこはあんまり言いませんけども、区が一方的に説明しているじゃなくて、ちゃんと共有ができていくかということなんですからね、そこでも、一応一方的には説明している。でも、一方的に説明しているというのは、十分じゃないということだと思うんですよ。で、都市計画決定ありきじゃなくて、区民ともっと共有を図る努力をするべきなんじゃないかという質問をさせていただきます。

○大木神田地域まちづくり担当課長 共有という意味でございますけども、我々、外神田のまちづくりにつきましては、16条の後に一旦立ち止まりまして、議会で様々なご議論いただきながら、また公聴会を例えば開催したりですとか、区民向けの説明を開催したりですとか、これまで何度も区民と向かい合って対話を進めてきたと考えてございます。その中で、ご意見として、例えば秋葉原らしくないというご意見ですとか、建物のボリュームに関するご意見ですとか、建物の共同化に関するご意見、再開発事業の同意率に関するご意見、そんなようなことがいろいろ出されて、区の考え方をお示してきたというところでございます。このような状況でございますけども、例えば、今回の陳情におきまして、これまでご説明した内容と同じ内容のご質問を再度提出されてございます。これにつきましては、当然、区民の方のご意見ということで、我々としても、重く受け止めているところでございますけども、今後、それについて、その是非を判断するような、今、時期で、そういった意味で、我々、都市計画審議会でご判断いただくという手続を進めているところでございますので、この事業をやるか、やらないかというところも判断する時期になってきているのかなということで、認識しているところでございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○小枝委員 ただいまの点で、まず、関連をいたしますと、この公共施設の組合せの在り方についても、どうあったらいいの、川沿いの、今、出張所を建て替えるときにも、こちらに早く万世会館のようなものを造れば早いじゃないかと、いろんな意見があったわけです。区は、この外神田一丁目の計画については、全く、ほかの、今日も出てくるほかの案件では、区民の声を聞いて、区民がそれじゃ困ったよというのは、ちょっと区民の案を少し変えたりとか、そういう調整しているんだけど、この外神田一丁目に関しては、全く事業者が出してきた提案、そのまま全く変えていないんですよ。その調整をしようという気がないんですよ。だから、我々が決めたものに従えというのは、対話でもなければ、参画でもなくて、聞いたことにならないんじゃないんですか。

分かりますか。区民の意見というのは、意外と生活に根差しているもので、説得力があったりするんですよ。本当にホテルと合築でいいんですかとか、もっと違うやり方があるんじゃないんですかとか、ゾーンを変えたほうがいいんじゃないんですかとか、そういうことを聞きながら調整するのが総合調整者の役割、まさに、委員会集約で集約をしたとおりなんです。聞いて、振り返って、調整する、置き換えてみる、そういう作業を誰がどこでやっているんですか、もしくは、やっていないんですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今回の区有施設に関しましては、清掃事務所ですか、あとは葬祭場というところで、なかなかほかの地域に移転することが難しいというような中で、条件としても、例えば、清掃事務所については、平置きの駐車場が一定程度必要になると。非常に厳しい条件の中で、どうやって入るかというところを決めているところでございます。その中で、なかなか、もう、それについては、この条件でないと入りませんよというところなどもございまして、動かしぶらいというところもあるというところを、我々としても、これまでも区民の方に丁寧に説明してきていると考えているところでございますが、ただ、建物の詳細につきましては、例えば、先ほど林委員からも葬祭場とホテルを合築することについてのちょっと心配というところもご意見ございました。そういった建物を、今後、どういったしつらえをしていくかというのは、設計で当然決まってくるので、そこについて、当然、今後、区民の方も含めて、どうしていくかということについては話し合っていきたいと考えているところでございます。

○小枝委員 今回の答弁をそのまま聞くと、建物の組合せ等については、まだこれから動くこともあるけれども、区としては、まだ決まっていられないけれども、都市計画だけは先行させてもらいたいと、そういう考え方ですね。確認です。

○大木神田地域まちづくり担当課長 認識といたしましては、建物については、当然、こういう形、鳥籠という、昔、表現していましたが、そういった形で決めていきたいという中で、その中で、どういうふうに機能配置していくかというのは、これから事業者と共に事業計画をつくって、権変計画をつくってという形の中で定まってくるのかなという認識でございます。

○嶋崎委員長 はい。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 これ、先ほどの答弁の中でもありましたけども、葬祭場、しめやかに行われる葬祭場、そして、にぎわいを求めるホテル、どちらがどちらなのという話で、やっぱりそれを委員の皆さんもちょっと考えているわけじゃないですか。おかしいよ、それって。どちらなのよって。それを、今、何、これからやっていって、考えていきます。それ、考えて、どうにかなるもんなんですか。片方しめやかで、片方にぎやかでって。考えるだけで、それが両立できるもんなんですか、それって。

○大木神田地域まちづくり担当課長 それにつきましては、今後の設計の中で、例えば、機能区分をどういうふうに、入り口をどうしていくですとか、財産区分、壁については、どういう形で設けて、なるべく目線が合わないようにするですとか、そういった工夫で実現できるんじゃないかなということは考えてございます。

○岩田委員 じゃあ、それは、清掃事務所も含めて、例えば、臭いであったり、見た目であったりとか、そういうのも、全部考えて解決できるということなんですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 ご指摘のとおり、それも、清掃事務所のことにつきましても、同様に建物計画の中で考えていくものと認識してございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 関連か、小枝さん。

○小枝委員 関連。今の関連。

○嶋崎委員長 関連。

小枝委員。

○小枝委員 非常に分かりにくいのは、この土地にこの建物を建てる。よく模型を作って、500分の1で模型を作って、それで、こうした22メートルの道路のところ、2メートルセットバックしたところ、270メートルの壁が建つような建物であるとか、小さな人間になったつもりで、こういうふうに動線を歩いてみるであるとか、そういうことを積み上げながら、本当にこれが生きたまちとして、区民の暮らしがよくなるものかどうかということをリアルに考えながら物事を進めていかないと、全く机上の線だけを見ても、分からない。分かるとうする者は一生懸命分かるとうするけれども、行政は、具体的に、そういうものを見たり、考えたり、作ったり、それを示しながら、自分も感じ、相手にもどうですか、そういうふうなことを、作業をしないから、分からないんじゃない。

全く言っている話が紋切り型で、全然、言葉が、中身が伝わってこないんですよ。葬祭場の動線がどっちから入ったらいいんじゃないかとか、千代田区がまちづくりを本気でわくわくするまちづくりを考えているんだったら、そういうわくわくする模型を作ってくれりゃいいじゃないですか。そういうことは、一切考えていないんですか。そうやって見える化して、一緒に考えていったときに、駄目なものは駄目、いいものはこうしたらいい、そういうふうなことを考えたことはないんですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今、小枝委員おっしゃられたこと、我々もちょっと理解するところがございまして、ただ、それが都市計画の前なのか、後なのかというところでございますけど、我々としては、都市計画の後に、やっぱり建築計画を具体的につくる段階で、そうしたことをやっていきたいと考えているところでございます。まち並みをつくる具体的なものとしては、当然、例えば、ビル下の、ビルの足元全体の視線の通し方ですとか、建物のアプローチの通りですとか、通り抜けの手法ですとか、広場ですとか、ロビーですとか、店舗の配置ですとか、緑や公園、こうしたものの配置、そういったものは考えられるものでございますが、こうしたことを工夫することで、この地域の特色を捉えたまちづくりをどういうふうに進めていくかということにつきましては、今後、建物を検討していく段階で、当然、区民の方も含めて、幅広い議論をしていくものと考えているところでございます。

○小枝委員 これについては、意見だけど。

それは、都市計画を決めた後でつくろうというのは、それは間違いですよ。それでは、どんなに不快な高さや容積や組合せや不都合なものであったとしても、もう戻れないじゃないですか。戻れる、みんなでわくわくするまちづくりというんだったら、ちゃんと積み木じゃないけど、ここに木があって、ここに22メートル道路があって、僅か、セットバックはこのぐらいで、こういうふうになりますということが分からなかったら、鳥籠を作っちゃった後に、あと、何ができるんですか。線一つ変えられないですよ。駄目だったら、箱を作ってみて、シミュレーションしたものを作ってみて、駄目だったら、もう一回、リセットしてやるというなら、その答弁でいいですよ。

○大木神田地域まちづくり担当課長 小枝委員おっしゃるようなデメリット面というのも、

当然、我々としても踏まえてはいるんですけども、先ほど申し上げたような公共性、公益性、例えば、オープンスペースをつくるということについては、我々としては、この地域にとって非常に大きなことだと思っております。そういったものをつくる手法というのが、やはり再開発事業というところが最も今適しているものなのかなというところで、都市計画の進めたい。そういったまちづくりとしていかがですかということ都市計画審議会でも話していきたいというところがございますので、当然、そういったデメリット面を踏まえても、こうしたまちづくりを進めていくべきだと、我々としては判断したものでございます。

○小枝委員 全然リアルじゃない。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○はやお委員 これは鶏が先か、卵が先かの話なんですね。都市計画が決まる。それがある程度進行しなければ、詳細も決められないのもよく分かります。でも、創意性とか、同時性とか、パラレルにやるというところだと思います。というのは何かというと、こういう箱物、特に公共性のもの、例えば、今回、万世会館については、どんな建物をある程度建てたいのかという整理、これ、所管じゃないから言いませんよ。でも、今、あんまり万世会館も使われていないという状況の中で、例えば、どういうふうにするのかというものが常に横にらみをしながら、開発というのを進めるのが普通なんですよ。で、何をそのところでお伝えしたいかというと、例えば、この街区のところでこうやりますよといったときに、やはり万世会館については大きさではなくて、ずっと、やっぱり、あり続けたいということだったら、移転建て替えを、街区のこの部分で、先に既存のものは使っていたけれども、今度はこっちに移して、たゆまず万世会館を使えるようにしますよとか、それが初めて公共性のメリットになるわけです。

つまり、何かというと、どういう施設を造るかということも、ある程度やっていなければ、できないはずなんですよ。だから、そういうふうなことが地域貢献につながるわけです。それは何かといたら、継続的に、永続的に、例えば、万世会館をできる、じゃあ、どんな大きさにするかというのを決めていなきゃ、できないじゃないですか。そのために街区が大きくあるのであれば、移転を建て替えするその中でやるから、切れ目なくできるとか、そういう検討というのがあるはずなんですよ。それをしているかどうか、お答えいただきたい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 委員ご指摘のとおり、その事業に合わせて、千代田区全体での区有施設の機能適正が図れるという、こうしたことが望ましいと我々としても考えてございますけども、ただ、一方、そういった区の事情で事業スケジュールに影響を与えているというの、それもまたいかがかということもございまして、まちづくり担当といたしましては、当然、現有の機能を維持して、その使い勝手をよくするという観点から、事業者と調整を行っているものでございます。今後、当然、また設計を行いまして、当然、権変計画を決めていくんですけども、その中で、例えばですけど、増し床という話もございまして。所管部と当然調整いたしまして、機能の在り方というものについて、その設計段階の中で対応できるものは対応していきたいという形で考えているところでございます。

○はやお委員 あなたはどちらの味方なんですかと言いたくなっちゃうんです。というのは、僕は、事業は大切です。それをやってくる人たちも、やっぱりビジネスにならなかつたら駄目なんですよ。そして、また、とはいいいながら、我々は苦渋の選択をしていくわけです。千代田区民にとって、どういうふうに公共施設があるべきか。その中にぎりぎりの選択をしていくんですよ。そういう中であったとき、今、開発ありきの話に聞こえたんですね。だから、そのところについては、答弁を修正していただかないと、そうではない。何かといったらば、ぎりぎりのダイナミックなぐらい、ぎりぎりの判断をしていくといったときに、悩んでいるのかということなんですよ、これだけのことをやるために。ということになると、ある程度の万世会館のことというのは、それは、細かいことは決まらないまでも、ある程度、粗筋ができていなかったら、この街区を設定していく、当然のごとく、簡単に言えば、広場があるからこそ、容積がこれだけボーナスがあって、そうしたら高くなるに決まっているんですよ。その理論なんですよ。けども、それをどうやって使っていくかといったときには、大きいランドデザインがありながら、その中に、千代田区として、メリットがあるようにしていかななくちゃいけないわけです。

で、ここの難しい施設、何度も言った、失礼な言い方だけれども、ここの施設が普通の事務所だけだったらいいんですよ。そうじゃない施設だから、慎重にも慎重にやっていかななくちゃいけない。そして、50年後、100年後になったときに、どれだけ自由度を持って、建て替えだとか、大規模修繕ができるかということを書いていたわけですよ。そのときに、一応、加島部長の答弁は協定書を作ると。でも、そのところは紙切れの話なんですよ。どういうふうにやって、本当にそのところが実務的にこういうふうに変えられるといったところに話ができるのかということなんですよ。相手も事業者です。それでいて、こっこの都合がどこまで反映できるかという話を、どこまで真剣に詰めているかということなんで。決まっちゃってからだったら、それは簡単ですよ。もういただきとなっちゃうんですから。本来であれば、私は、零細企業のいつも息子だと言いますけれども、永続的に使うんだったら、シンプルな所有権であるというのが一番簡単なんですよ。何かあったら自由に建て替えができるから。特に行政というのは、50年、100年のスパンで物事を考えなくちゃいけないんだから、そうしたときに、本当に共同化するのはいいのだろうか。悩みに悩んで、共同化してもらいたいわけです。

だからこそ、複合施設についての考え方がどう整理されているのか、公共施設の。それだって、プライベートスペースになってくる、つまり、住宅が入ってくると難しいとまで、自分たちでも整理をしているわけです。だから、そここのところを、いま一度、どういうふうにやっていくのか。この公共施設の自由度がなくなる、そして、また、ここについては、横にらみしながら、どうやってやっていくと。否定しているわけじゃないんですよ。こういうふうにやってやるからこそということで、安心してくださいということ、今の説明じゃ全く分からない。お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 今、いろいろとご意見を頂きました。前回ですか、一番最初の6月7日のときに、外神田一丁目の資料を出させていただきました。その中で、我々、その再開発の中で、区有施設をやる必要があるのかということだと思っただけなんです、今、言われたところは。区分でちゃんと単独で持てよと、そのほうがということで。そうすると、この地域では、この資料にも、今、持っていらっしやらないかもしれませんが、区

の土地というのはほとんどないので、再開発の中で、やっぱり創出して、建物の機能更新をしないと、ここは成り立たないという判断を区のほうでしたというのが事実です。

そういった意味で、それは、区だけではなくて、ここ全体を市街地再開発事業の中で、まちづくりの将来像を描いて、そういったまちにしていきたいと思います。その中に、区有施設もあるということで、再開発を含めて、整備をしていきたいと思いますというのが、この外神田一丁目の基本なベースなのかなというふうに思っています。

それを外した市街地再開発事業だとか、再開発等促進区を定める地区計画を外した形の機能更新、区の機能更新というのは、今の区の土地だけではもう必ずできないという形なので、我々もこの再開発の中でのとった形で整備をしていく必要があるよねといったような形で、今まで進めてきたといったようなところですので、そこはちょっとご理解を頂きたいなというふうなところがございます。

併せて、やはり、我々はまちづくりなので、区有施設だけではなくて、民間の地権者さんの方々の権利だとか、そういったものもございまして、いろいろと東京都の街区再編まちづくり制度だとかを使って、容積率を上げながらやってきたと。そうじゃないと、権利や補償だとかというところもできないというところなので、そういった形の都市計画を打っていく必要があるだろうというところで、今言った6月7日の資料にも載せさせていただいておりますけれども、地区計画と市街地再開発事業の立てつけを載せさせていただいております。市街地再開発事業については、あくまでも建築面積だとか、延べ面積だとか、高さだとか、そういったことが書いてありますけど、具体的な建物の詳細というのは、ここではまだできておりませんので、それは、先ほど担当課長も申し上げたように、都市計画を決定した後に、ここの川沿いの、例えば、ここの部分はどういうふうにしていきたいと思いますよね、また、広場だとかというのはこういった形になったほうがいいよねといったようなのは、今後、詰めていくという形を考えております。

その上で、そうやっていく上では、やはり都市計画の決定をしていかないと、その先が進まないといったような状況ですので、そこら辺は、ちょっとご理解いただくと、ありがたいなというふうに思っております。

○はやお委員 今る話したように、土地がないと言いながらも、実際のところは、区道を廃道にして、それを床にすることなんです。そういうことからしたら、十分、発言権が出てくるということと、それと、あと、場合によっては、以前ですよ、政経部の部長は、もし、ここのところの開発については、土地を買ってもいいとまで言っていたときもあったんですよ。つまり、何を意味するかといたら、都から借りている借地のところである、借地になっているのか、どうなっているか、ちょっとよく分からないですけど、例の清掃事務所みたいなところは、どうなっているの。じゃあ、そこは、ちょっと答弁してね。例えば、そういうように、フレキシブルに考えることもできるんじゃないか。

つまり、何が一番言いたいかということ、普通の民間の地権者だけの、今回の開発ではない、こういう開発の中で、区の区道を使い、そしてまた、清掃局の事務所があり、そして、また、万世会館という斎場がある。この中の方程式を解かなくちゃいけないわけですよ。どういうふうに最適解を得るかということ。そのところでやったときに、いかんとも、いや、街区が決まってからですよという話だったら、我々、議員としては、区民代表である区の資産を有効に活用しなくちゃいけないといったときに、これについては、ここまで

話が進んじゃって、でも、ある程度、こうですよという青写真を提示していただかないと、そうだねということに言えないわけです。だから、そのところが、やっぱり言えることと言えないことがあるでしょう。だけど、そのところで、ある程度、やはり所管のほうとの話合いがどうなっているのか。そして、またこの進め方については、ある程度言えるところのぎりぎりのところでの説明をしていただかないと判断ができない。このところについては、どのように考えているか、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 所管に関しては、まず、万世会館は地域振興部ですので、この間も、首脳会議も含めて、地域振興部ともそのやり取りで、この中でやっていきたいと思いますということももう整理されていると。過去から整理しておりますけれども、その再確認を行ったといったようなところ。清掃事務所に関しましても、環境まちづくり部の中ですので、そこも整理をしてきたといったようなところ。

どの政経部長が分かりませんが、そういったような言葉があったといったところだと思うんですけども、東京都さんとは、この都市計画を進める上では、綿密に調整をさせていただいております。やはり、国も含め、東京都も、ここの神田川沿いのまちづくりというものは進めていくべきだという認識ですので、区が単独で都の土地を買って、区だけの建物を建てるということというのは、正直言って、そういった構想はないかなといったようなところがございます。先ほど申し上げたとおり、ここの街区全体で、まちの将来像を基本構想で掲げておりますので、それに向けて、都市計画の手続きを進めていく必要があるというふうに、区としては認識をしているといったようなところがございます。

○はやお委員 最後。

普通に考えれば、都もいいよと言うに決まっているんですよ。けども、この同意率から考えたときに、僕は、普通の常識的な行政マン、執行官だったら、そう簡単にいいということについては、何をもって判断するかって、これ、難しいと思っているわけです。だから、そこはいいですよ。必ず同意率を上げていくということですよ。先ほどの話ではないけども、3分の2というのはありませんよ。これについては、あくまでも言いながら、そのところについては、執行機関が責任を持って、課題を整理してやっていく、自分たちの責任でやる。僕は、こんなことって聞いたことないぐらいに、覚悟して、行政が何でここまで、何でここまで開発のことについて踏み込むのかと思っているぐらいなんです。というのは、やはり何度も言うように、その軸足を行政が前に出し過ぎちゃうと、行司役にならないんですよ。やはり、そういったときについては、どうやってニュートラルに、どうやって区のことを判断していかなくちゃいけない。ということからしたときに、もう一度お答えください。

都は、間違いなく、これについては大いに賛成だと言ったのかどうか。そこだけ言ったなら言ったで、結構です。これは、きちっと議事録に入れておいてもらいますから。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 言葉で言ったというよりも、都市計画としてこれを定めていくとき、都市計画法の19条で、東京都との協議がございます。その協議の結果を踏まえて、17条の手続きに入っているという形ですので、先ほどご説明した地区計画、市街地再開発事業、そこを踏まえた上でのまちづくりということで、東京都のほうも理解して、進めていくということは、了解していただいているというふうな認識でございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

○はやお委員 もう最後。

ちょっと、今僕が言ってるのは、これ、進んでいいですよ。だけど、やっぱり、この実態があるじゃないですか。そのところで、本当に都がこの実態を踏まえて、きちっと言及して、言明しているのかというところが確認したいんです。というのは、今後進めるとき、僕は進める、進めないじゃないですよ。進んでいく上で、都のほうからも頓挫して、いや、そんなことは言っていませんでしたよという話になったら困るから、その確認をしているつもりなんです。

やっぱり何が一番大切かということ、これだけの同意率が低い、そして、同意率が低いからということで、より公共性を要求される中に、どういうふうに都が判断しているのかと僕は聞きたいわけです。最後、都も判断をするわけですから。でも、我々も、もう一回、建築に関しては変更がありますから、議決事項になると以前聞きましたんで、そうすると、責任を持って、やっていかなくちゃいけないわけです。そのために、都がきちっと下りるという、そのところについて確認をしたということを確認したいわけです。そこをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 先ほどもご説明したように、この都市計画を進める上では、19条の協議という形がございます。その中で、東京都のほうに照会をかけ、東京都も進めるべきだということで、確認をして、進めていっているというところがございます。また、前段のまち並み――あ、街区再編まちづくり制度、街並み再生、街並み再生方針というものがあるんですけども、それは東京都がかけているものなんです。だから、そこも含めまして、東京都もこれは進めるべきだということの認識でございます。また、その当時から、結構、もう2年ぐらいたっていると思うんですけども、その中で、いろいろと状況を説明しながら今まで来たといったところで、ようやく、この中で17条の手続を進めて、都市計画の手続に今入っているというようなところで、それも、東京都も十分認識した上で、行っているというようなところがございます。

○嶋崎委員長 はい。

○小枝委員 今の件。

○嶋崎委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 私も、東京都さんのほうに問合せをかけてきているんですけども、とりわけ街並み再生方針のほうは、この当時の時系列でいえば、合意が、地権者レベルでも半分にしか至っていなかったような状況で、これが出されてきているという認識はなかった。じゃあ、条例上、法的に都が合意率がどうかということを確認する立場にもない。しかし、区長が出してきている以上は、当然、大方の合意を得ているというふうな認識に立つから、非常に、そこは、都が判断しているというよりは、区の判断を踏襲せざるを得ないというのが、東京都のほうの立場なんです。

今の答弁とは、そこは個別の聞き取りは違っておりまして、区のほうの考えに沿って、これはノーということができないわけなんです。だから、そこは、区のほうの提案というのは、地権者なり、区民の意向を受けて、権限を持っているわけなので、その意向を受けての権限行使をしなければならないところを、実際は、後づけではありましたが、当時のレベルでいうと、半分の合意しかない状態であったということが後で分かるわ



けですよ。令和2年の10月に提案しているわけですからね。区議会が入って、確認をしたのは、令和3年の6月ですからね、6、7月。つまり、そういうふうな行き違いがあったの現状であるということをお答えしないと、非常に不誠実、行き違いが生じると思うので、もう一回、お答え、そこはし直していただきたい。

○加島まちづくり担当部長 当時の状況に関して、どのぐらいの同意とか、そういったところ、3分の2の同意と同じような形ですけれども、そういったものは特に定めてはいないので、街並み再生方針、そこら辺は定められたといったようなところがございます。今回、特に、この外神田一丁目に関しては、東京都の街並み再生方針だとか、ただの地区計画、市街地再開発事業を都が了承したというようなところだけではなくて、東京都の土地もこの中に含まれているという部分が大きいかないというふうに思っています。その中で、やはり東京都も含め、これは進めるべきだといったようなところの認識があるといったようなところをご理解いただけると、ありがたいなと思います。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○小枝委員 委員長。

○嶋崎委員長 同じことは繰り返さないでくださいね。一応、お答え出ていますからね。それはご意見があるだろうけれども、ご意見だったら、ご意見として言ってください。

○小枝委員 申し訳ないけれども、皆さん忘れてしまうんですよ。国の了解を得ています、都の了解を得ていますといつも言うんだけど、忘れてほしくないのは、出張所を建てるときにだって、国道事務所の了解を得て、再開発の仮事務所として出張所に入るんですといつて、あれだけ何度も何度もしつこく大見えを切っておいた。ところが、開けてみたら、国道事務所が入る気持ちなんかなかった。だから、結局、3フロアも何に使うかというふうに、後でなったじゃないですか。

つまり、ここで適当にお答えして、実は、そうではなかったということが、この件に関しては、もうたくさん積み重ねてきているので、本当にそう言ってるんですかということ、私は当てずっぽうで言っているんじゃないで、何度も経験値を踏まえて、確認しないと行き違いが必ず後で生じるから、言っているんです。いつ、誰がそういうふうに言ったんですかということまでお答えしてください。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今回、17条の手続を再開するという旨につきましては、すみません、日付まで覚えていないんですけど、5月に、東京都の財産を所管する財務局、それと、あと、実際に土地を利用している住宅、すみません、本部なんですけども、そこに、今後、17条を再開して、手続を進めていく旨をお話ししておきまして、それにつきましては、東京都としても、特段、そういった反対することなく、進めてくださいというお話を頂いております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○小枝委員 別の論点で。

17条の公表、情報公開の件、これ、一番重要なので、その確認なんですけども。先ほど、私の聞き違いじゃなければ、公表してしまうと、公平な審議ができなくなるというお答えをしたんですよ。なぜ、公表すると、公平な審議ができなくなるのかというのが、ち

よっと日本語としてというか、分からない。何ですか。情報公開って、当たり前のことだし、客観的な事実に基づいて、みんながそれなりに判断することが望ましいに決まっていますね。そこをご答弁を頂きたい。

それと、いつだったら、先ほどの4,200の内訳と在住・在勤の別、賛否の別など、それから、そうした提出の時系列の流れがどうなって、どんな形で受理されてきているのか。そうしたことが議会のほうに示されるのか。情報公開の在り方について、私は可及的速やかに今出すべきだというふうに思うんですよ。だって、もう、1週間以上たっているわけだから。何で出さないんですかと。

質問、分かりましたか。公表すると、公平な審査ができなくなるという、その説明を兼ねて、お願いします。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今回、都市計画審議会で検討していただくに当たり、議論の内容には、例えば、都市計画で定める容積率ですとか、高さですとか、そういったところで、是非を問うというところがございます。それに関する意見がどういった意見があったのかということにつきまして、やはり、審議会の先生方には、外からのそういった、すみません、言葉は悪いですが、外野からの意見がないニュートラルな状態で……

○小枝委員 外野。何が外野。

○大木神田地域まちづくり担当課長 要は、外からのそういった、圧力ですとか、そういった……

○小枝委員 ちょっと待って。

○大木神田地域まちづくり担当課長 すみません。うーん、何と書いていいかわからないですけど、そういった外からのそういった働きかけがない、そういったニュートラルな形で、やはり審議会のほうで議論すべきというようなことを、我々は思っておりまして、そういう情報の取扱いについては、慎重であるべきという形で考えているところでございます。

○小枝委員 非常に不適切な表現が続いたと思いますけれども。丁寧にやるという言葉は一緒だと思います。であれば、午前中の議論でも、都市計画審議会に先行させて、そうした詳細情報を出していきたいという考えがありました。議会のほうにも、その後に出していくという流れがあるというふうに聞きました。であれば、都市計画審議会に出した後、議会のほうに可及的速やかにその内容を出していただくということについては、求めたいと思いますけど、それは大丈夫ですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 先ほども部長からご答弁しましたけども、都市計画審議会後でございましたら、議会のほうにも情報提供したいと考えております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○春山副委員長 6月7日の委員会にて、小枝委員が、資料は配られませんでした。最後にと、国土交通省の都市計画決定手続きに係る考え方の339ページを読み上げられ、「都市計画決定に広く住民に参加させ、意見を反映するように」とあるとおっしゃられていたんですけれども、他方、国土交通省では、既に平成15年には次世代住民参加型まち

づくりの小委員会が設置され、議論が続けられ、取りまとめが行われて、多様な主体が積極的に参加する横型のまちづくりを進めていく必要があるというふうに取りまとめられています。

そこで、この外神田一丁目に関する住民の合意率に関して、先ほどのご答弁で、私の聞き間違いじゃなければ、都市計画決定手続まで、これ以上、合意率を上げることは考えていないとおっしゃられたと聞こえたんですけども、16条で止まってから、現在までに合意率の変化はないんでしょうか。合意率は上がっていないんでしょうか。それとも、そこは、全然調査されていないんでしょうか。

それと、委員会集約の2についてなんですけれども、6月12日の委員会で、区有施設を含む再開発における公共貢献性と公益性について、あと、複合化に対する留意点と、建物の耐用年数、改修や建て替え時の在り方について、詳しい資料をご提示いただきましたが、これは、6月12日まで、ここまでの詳しい資料は提示されてこなかったということでしょうか。もし、そうであれば、本来であれば、再開発の計画が始まったときに、これらの方向性を区として開示すべきだったのではないかと思います。意見になります。

もちろん計画が固まっていないという段階で、変更になることにちゅうちょ、再開発組合の中で決定したことによって変更になることにちゅうちょあると思うんですけども、より前向きに都市計画決定後に変わる可能性があるということを前提に、区民の皆様の説明する必要があったのではないかと思います。これについて、いかがお考えですか。

委員会集約の3に関して、地域貢献性や事業性、まちと整合性が取れるというところまでの、先ほど、はやお委員も少しご質問されていたと思いますけれども、事業者との協議、例えば、その箱を造って、3階までは商業で、上はオフィスですよというような外形的な説明だけではなく、区民にとって、どのような再開発であるべきかという内容的な説明にまで踏み込む必要があったのではないかと思います。もしくは、協議されてきたのであれば、事業者とそういう協議をしているという説明が必要になったのではないかと思います。この点について、どうお考えですか。

最後に、今後、まだ起きる再開発計画において、先ほど都市計画決定してから、建築を考えていくというふうにご説明されていたと思いますけれども、早い段階で、委員会集約2と3に関わることなんですけれども、早い段階で、詳しい情報を開示していくことが必要だと思っておりますが、どうお考えですか。

先ほど質問されました委員会集約の2の公共性と耐用年数と建て替えの時の在り方についての前回の6月12日の委員会で頂いた資料は、どういう形で区民の方々に情報公開を今されているんでしょうか。

以上です。

○嶋崎委員長 4点あった。

○春山副委員長 すみません。

○嶋崎委員長 4点かどうか。俺も今書いたけど、取りあえず分かるのを先に言って。もしかしたら、一応、調整するから。

○大木神田地域まちづくり担当課長 漏れがあったら、ちょっとまたご指摘いただきたいと思っております。

同意率につきましては、前回お示しした数字が最新の数字でございます。調査当時から

ら、若干、共有の方々が後から通知があって、少し変動したというのがあったんですけども、それはほぼ変わっていないというところでございます。

○嶋崎委員長 これはいいね。

○大木神田地域まちづくり担当課長 それから、二つ目の公共公益性の提示というところにつきましては、これはもう外神田の基本構想をつくる段階から、こうした内容につきましては、都度、お示ししてきてございまして、先ほども答弁したように、例えば、住民向けの説明会ですとか、あと、その他、議会とかにも、当然、同じ資料としてご説明してきたものでございます。

それから、事業者とまちづくり内容についてどう検討しているかというところにつきましては、当然、委員ご指摘のとおり、そういったところについてが区民の方々と共有すると、まちづくりというのがご理解いただけるのかというところでございますので、それについては、ちょっとその辺の検討は都市計画のほうに先行してきたというところで、当然、並行して行っていかなければいけないということは、区の人たちも認識してございますので、それについては、事業者と共にどうやっていくかということは考えてまいりたいと考えてございます。

それから、最後、最後は……

○嶋崎委員長 情報だよな。

○春山副委員長 そうですね。情報……

○嶋崎委員長 情報だよな。

○春山副委員長 情報をどのように。

○嶋崎委員長 情報を、どのように情報を……

○春山副委員長 新しく出てきている資料を……

○嶋崎委員長 そう。出しているかという。

○春山副委員長 情報を出しているかということ。

○大木神田地域まちづくり担当課長 新しい情報。

○春山副委員長 6月12日の委員会……

○嶋崎委員長 もう一回言って。もう一回。

○春山副委員長 6月12日の委員会でご提示いただいた複合施設に関する考え方や再開後の建て替え、修繕についての資料について、これは、私が、この6月12日にアップデートされた最新版だというふうに認識しているんですけども、こういったものは、どういうふうに区民の方に情報開示してくれますか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 この資料につきましては、ちょっとはやお委員からの要求に基づき、作成したものでございまして、詳細につきましては、まだ区民のほうには提供しないというような状況でございます。

○春山副委員長 先ほどもご質問させていただいたんですけども、このくらい詳しい資料を早い段階で、もっと、2年前みたいに、16条で止まったときの段階で、区民の方々に情報共有を本来であればすべきだったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 公共施設の入る再開事業のことのご指摘かなというふうに思っております。外神田一丁目に関しては、2年前に16条をやって、いろいろと、その中で、特別委員会を開いていただいてご議論いただいたといったようなところで、そちら

辺のやり方、進め方も含めて、いろいろご指摘いただいたというのは事実でございます。その中で、もう少し公共施設、また、区道の廃道ですね、そういったところに関しても、公にもっと事前にお知らせするべきだったんじゃないかといったようなご指摘もありました。ただ、外神田一丁目については、そういった形で、今まで進めてきたといったような事実でございます。

じゃあ、そういった教訓をどう生かすのかといったようなご指摘もございまして、今日、時間があれば、九段南一丁目のまちづくりもご説明できるかなと思っているんですけども、そういった中では、あそこもやはり区有地があり、区道を廃道して、少し整備をしていかなければならないかなといったようなところがございました。そこに関してのガイドラインだとか、そういったものを策定するときに、広くその時点で説明会をやり、パブコメをやり、意見を聞き始めたといったようなところでございますので、外神田に関しては、いろいろご指摘があったんですけども、その教訓を生かして、今、その他のまちづくりに関しては、なるべくそういった情報共有、いろいろな方々から意見を聞くという形で進めていきたいなというふうに認識しているところでございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 取扱いなんですけれども、ちょっと休憩しますね。

午後4時06分休憩

午後4時48分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

まず初めに、申し訳ないですけど、今、5時から春山副委員長が通院のために欠席届が出ましたので、ご了解を頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

それで、先ほどの外神田一丁目のそれぞれの陳情に関して、少し整理をさせていただく時間を下さい。先に、ほかの案件を済ませさせていただいて、後に、もう一度、外神田一丁目のことではお諮りをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、次に、次の陳情に入ります。神田警察通り街路樹の関係について、送付5-13、20の2件を一括して審査に入ります。

なお、本件陳情審査におきまして、区ホームページに関する議論に及び可能性があるため、所管の小林企画総務委員長にご了解を頂きまして、本日は、広報広聴課長に出席を頂いております。

陳情書の朗読は省略をさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、執行機関から情報があれば下さい。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りに関する陳情につきまして、環境まちづくり部、参考資料2に基づきまして、状況報告させていただきます。

まず先に、資料の2番目の黒丸についてご報告いたします。送付5-20の神田警察通

りの街路樹伐採を伴う工事中断と対話の場を求める陳情につきましては、送付5-7の神田警察通りⅡ期工事の中断と調整を求める陳情と同様の内容と認識してございます。本陳情の中で記載のとおり、令和5年3月8日の企画総務委員会にて審査が終了しているものと認識してございます。また、神田警察通りの整備に関しましては、住民訴訟2件と損害賠償請求訴訟が提訴されていますが、本年3月22日、損害賠償請求訴訟の第一審判決において、まちづくりに参画する権利、利益を侵害されたなどとする原告の請求は、いずれも棄却されており、区側の主張が認められております。

次に、送付5-13の神田警察通りの道路整備に関する令和5年4月12日付千代田区ホームページ掲載文の削除を求める陳情についてでございます。ホームページの掲載内容は事実でございまして、業務執行上の人身事故であることから、区としては、公表の義務が生じたことに加え、工事を望む方々に状況を説明するとともに、こうした妨害行為に対して、区として毅然とした態度で臨むことを表明するため、当日の状況を掲載したものでございます。

それに関連して、7月3日、区職員と警備員に対しての暴行行為4件が検察へ送致されたと聞いております。一方、警備員の行為1件も送致されたことを確認いたしました。こちらは、本区の認識とは異なっておりますが、今後、検察で取調べが進んでいくものと認識してございます。

この件に関しまして、区長宛て、神田警察通り沿道整備推進協議会の委員から、今回の暴行行為に関する情報提供をお願いする文書を頂きました。また、議長宛てにも、同様の文書が届けられたと聞いております。その中に、現職の区議会議員の行為について記載がございました。捜査と刑事手続に係ることから、詳細をお話しすることはできませんが、当時は区議会議員ではありませんでしたが、現在、区議会議員の方が施工区域のバリケードを突破し、伐採対象樹木に寄り添い、工事の妨害をしていたことは確認してございます。

なお、協議会への説明も慎重に時期を見て対応できるように、検討してまいります。

私からの報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。執行機関から特に……

○林広報広聴課長 ただいまの説明の中で、業務執行上の人身事故であることから、区としての公表義務が生じたとありましたので、その部分について、補足の説明をさせていただきます。

これにつきましては、千代田区の事故発生時の対応を定めた千代田区危機管理指針の情報公開の基準に準じているものでございます。具体的には、区が公表すべき事案としての区発注の工事現場での事故、区発注の工事現場での事故、並びに、公園・道路施設での事故、公園・道路施設での事故、この双方に準じたものとなります。かつ、今回は、人身事故ということですが、

広報の理由につきましても記されているんですけども、発生した事実関係、区の対応内容とその状況など、迅速に広報することで、区民や関係者の応急対応に資すると記されています。区民や関係者の応急対応に資する。この言葉の意味は、不特定多数の区民の方への注意喚起、また、再発防止と取ることが出来ます。今回の場合、公道で、通常、一般の方が数多く、学校もございまして、通行している場所ですので、その意味で、注意喚起、また、同様の不祥事、事故が起きないように再発防止、そういった意味での公表でござい

ます。

所管より、掲載内容については事実と説明がございましたけれども、ホームページの掲載につきましては、それ以前、この工事に関する議論以前に、以上の説明から必要と判断しますので、削除については、いたしかねるという状況です。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。

皆さんからご意見を頂きたいと思います。

○桜井委員 当陳情についての事実関係——当陳情についての事実関係については、るる執行機関のほうからご報告を頂きました。陳情内容が、千代田区のホームページ掲載文の削除を求める陳情ということでございます。で、ただいまもご説明を頂きましたけれども、もう少し掘り下げて、確認を何点かさせていただきたいと思います。ご説明にもありましたが、訴訟に関わる内容も含まれているということでございますので、その件については、その都度、ご報告を頂ければと思っております。

まず、陳情にありますけども、区の職員が撮影をした画像を閲覧するというようなことは可能なんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 画像なんですけども、個人を特定できる映像もあること、それから、捜査対象となる行為、今後の民事、刑事等、訴訟に関わる内容等もあることから、閲覧いただくことは難しいという認識でございます。

○桜井委員 暴力的な妨害行為があったことについて、担当職員からの聞き取り内容だとか、現場責任者としての認識はどうだったのか、そこら辺はいかがでございますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 現に体当たりされ、転倒した職員からの聞き取り、それから、それを目撃した複数の職員からの聞き取り、さらに、私自身、その目撃も含めて、暴力的な妨害行為があったことは事実であると認識してございます。

○桜井委員 そう頻繁にあるような事例ではない、あってはいけない事例だと思います。報道では、もみ合いになったという表現がございました。このようなもみ合いになったという報道があったわけなんですけども、どのような認識だったのか、どのようなことだったのかということをご説明いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げたこともあるんですけども、捜査中ですので、詳細は控えさせていただきますが、様々な行為がある中で、明らかに体当たりや胸ぐらをつかむという、そういう社会通念上、暴力的な妨害行為があったということは事実でございます。

○桜井委員 今、暴力という話が出ました。暴力は許されるものではありません。千代田区においても、我々千代田区議会は、これは安倍内閣総理大臣が亡くなられたときに、区議会として決議を出しました。暴力によるという、るる暴力はいけないんだということを強く議会として決議をしようということで、令和4年7月14日に行われたものがございます。こういう暴力は許されるものではないという認識がありますけども、このホームページに載せた理由について、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 理由については、先ほども申し上げましたが、暴力的な妨害行為というのは、社会通念上非難される、されてしかるべきものだという認識をしております。理由は先ほどのとおり、業務執行上の人身事故であるということと、あと、それ

を本工事の推進を望む方にそれを示すということで記載したものでございます。

○嶋崎委員長 ちょっと、もう一回、さっきの、広報課長の件、答弁して。さっきの千代田区の基準みたいなものがあるというふうにおっしゃったんで、もう一回、そのところ。

○林広報広聴課長 千代田区での危機管理指針での公開基準、もう一度、繰り返しますが、2点ございます。1点が区発注の工事現場での事故、もう一点が公園・道路施設での事故、これ、今回に該当します。かつ、その程度ですが、人身事故という内容です。公開した理由は、所管課のコメントのほかに、広報的には、不特定多数の方の注意喚起と再発防止でございます。

○嶋崎委員長 ということです。

○桜井委員 先ほど、現職区議会議員という表現をされていました。ネットでは、千代田区の女性区議という形で書かれておりましたけども、書類送検をされたということでございました。妨害行為には、この方は加担をされていたんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これも、捜査と刑事手続に係る内容についてですので、詳細は控えさせていただきますが……

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 ちょっと待って。答弁しているから。

はい、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げたとおり、当時は区議会議員でありませんでした。現在、区議会議員の方がその施工区域のバリケードを突破し、伐採対象樹木に寄り添い、工事の妨害をしていたということは確認しているものでございます。

○桜井委員 いいんですか。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 非常に正確さを欠く答弁をされていると思うんですね。私たちは何もビデオを見ることもできないし、そちらは、情報公開しても、個人情報を守る盾に出してくれないので、事実は確認できないんだけど、女性区議という表現をしたときに、先ほど一連の流れで言うと、やれ、私たちは認識している、胸ぐらをつかんだ、何とかしたと言っているじゃないですか。今の一連の話を聞くと、女性区議がやったというふうになっちゃうんですよ。（発言する者あり）そこは新聞報道もそうなっていますね。非常に錯誤を生むような表現を外に向かって出しているんですよ。だから、ああいう新聞報道になるんですよ。そうでなかったら、これ、だって、名誉毀損、1人を特定している以上は、その方が誰かに対して何かしたんですか。そして、その人はけがでもしたんですか。それをはっきり答えて。そこだけははっきり答えて。

○須貝基盤整備計画担当課長 私どもがその女性の区議会議員と申しているわけではなくて、新聞報道がそのように伝えているということでございます。

○小枝委員 答えて。答えて。私の質問に。

○須貝基盤整備計画担当課長 それを確認しているということでございます。

○小枝委員 いやいや、だから、胸ぐらをつかんだり、何か——だって、何かしたと言っているわけでしょ。けがをしたと言っているんでしょ。それをちゃんと答えて。

○須貝基盤整備計画担当課長 ですから、その区議会議員の方が施工区域内、区域のバリ



ケードを突破して……

○小枝委員 だから、したか、しなかったかを答えてと言っているんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 何をですか。

○小枝委員 けが人が出たのか。胸ぐらをつかんだのか。言葉がね、混同しているんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 同じです。その当時は、区議会議員ではなかった方が施工区域の……

○小枝委員 そこじゃないんだよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 バリケードを突破して、作業対象樹木に寄り添っていたと、そういう妨害行為を働いていたということでございます。

○小枝委員 だから、けが人が出たのかって、答えていないですよ。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 それ以上でもないんだろう。

○小枝委員 いや、出たのか、出ないのか。

○嶋崎委員長 じゃあ、もう一回聞いてください、ちゃんと。

○小枝委員 だから、胸ぐらをつかんだり、暴力行為でけが人が出たりしているのかと聞いているんだから、答えてくださいよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申していますが。

○小枝委員 申していません。言っていない。

○須貝基盤整備計画担当課長 捜査中ですので、詳細は控えさせていただきます。どういう状態かというのは、ちょっと私どもも分かりません。

○小枝委員 非常にそこがそうやって一連の流れで、まるで誤解を生じさせるように表現しているんですよ。百も承知のくせに。知っているくせに。だって、そうでしょう。わざわざ女性区議と特定している以上は、（「特定していない」と呼ぶ者あり）先ほど言いましたよね。そこは、やったか、やらないのか。そして、けが人、ここで出ているのか、そこを聞いているわけだから、それは答えてくださいよ。

○印出井環境まちづくり部長 私どものほうでは、新聞報道にあったこと、それと、あと、先ほど桜井委員からもご指摘があったこと、そして、我々が現場で確認したこと、それらを課長が答弁したように、当時、区議会議員でありませんでした。現在、区議会議員の方が施工区域内のバリケードを突破し、対象樹木に寄り添い、工事を妨害していたことを確認しているということ、それを事実として述べています。暴行等については、これは、個人に対しての罪になりますので、区に対してではないので、その辺り、詳細については我々も存じ上げないというところでございます。

○小枝委員 だから……。その存在したということと、何かしたということは別なわけだから、多分、百も承知だと思いますけど、これに、そのこのところでの接点が、肩が触れたか、接点は分からない。でも、何か暴力行為を行ったり、けがをしたりということはしていないはずなんです。そこはちゃんとはっきりしてほしい。まあ、でも、いい。もう答弁しなくていいです。でも、そういう誤解を生じさせるようなことを言うてはならないし、それは、だからこそ、今、捜査しているわけだ。捜査しているわけだから、捜査しているということは、これから、そういう犯罪事案としてあるかどうかということ、捜査するわけだから、それが明らかでない段階で、こういうふうなことを書くということは、双方、事実の確認も怠っているし、非常に区としての公平性、客観性というものについては、十

分ではないということは言えると思うので、そこは一応指摘しておきます。質問すると、また変な答えをするから。もういい、いい。答えなくていい。捜査中なんだから。

○嶋崎委員長 ご指摘を受けたということで、もともとは桜井委員がやっている話だから。桜井委員。

○小枝委員 戻します。

○桜井委員 私の質問も、新聞社のデジタルニュースを見まして、それで、質問をいたしているところでございます。

さらに、住民に負傷者が出ているようだという話がありますが、この辺は、いかがなもんなんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 住民に負傷者がいたということであれば、誠に遺憾なことでございますが、当日、妨害行為をされた反対者にけが人が出ていたという認識はございません。救急車が現着したときについても、その住民の方が搬送されたということは、事実は認識してございません。一方で、現場が解散する直前まで、多くの方が活発に抗議活動をされていたという状況は認識してございます。

○桜井委員 この4月11日の工事に当たって、起きたこの出来事であるわけですが、非常に誠に残念なことだと思っています。区としては、今後、この計画はまだあるわけですが、今後、どのようにするつもりなのか、そのお考えをお聞かせください。

○須貝基盤整備計画担当課長 もう、これ、これまでもお話ししているところなんですけども、本件工事は、神田警察通り沿道整備推進協議会における累次の検討結果を踏まえたものであるだけでなく、多くの方々から、狭い歩道を、子どもも、お年寄りも、障害をお持ちの方も、自転車の方も、ベビーカーの方も、誰もが安全で安心して通行できる歩道にしてほしいという、そういう要望やイチョウの植え替えを求めるご意見を頂く中で、計画立案に至ったものでございます。商売をされている区民の皆様からも、早期に整備工事を遂げてほしいという要望を頂いております。区としては、区議会の適正な議決、陳情審査の結果を踏まえ、執行機関として、責任を持って、本道路整備工事を計画どおり進めることと、そういう考えに変わりはありません。

○桜井委員 私は、このⅡ期工事に関しては、これまでも議会でも様々な審議をして、予算、契約など、議決をしてまいりました。当然、執行機関はそれを受けて、責任を持って、この事業を進めていくべきだというふうに、今までにも、何度もいろんな場面で言ってまいりました。一方で、こうした妨害事件が続くと、沿道整備は一向に進まないということが予想されます。駅前辺りの整備が完了するのはいつになるのかも分からないと、こんな状況が出てくるのではないかと思います。今後、Ⅲ期以降を進めていくというお考えについて、先ほど、ちょっと、そこら辺を触れていましたけども、責任者のほうからそのお考えについて述べていただきたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 先ほども課長から同趣旨のご答弁をさせていただいたかなと思いますけども、多くの進めてほしいという声がある一方で、一部の反対者の方の妨害があるからといって、我々としては、Ⅱ期工事を止めるという考えはございません。計画どおり進めていくということに変わりはありません。一方で、委員ご指摘のとおり、早期の整備工事を待ち望んでいる方々がたくさん駅方面おられます。Ⅱ期工事と並行して、Ⅲ期以降の整備に入れるような検討も併せてしていきたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 本会議場でも提案がありましたけれども、神田駅周辺のところは工事を急いでほしいと。もう、今、この時間でⅡ期をどうするという話はいたしません、神田駅周辺、つまり、Ⅴ期ですね、について、もしかしたら向こう側の平成通りも入るかもしれない。その工事を進めるということについて、一緒に、やっぱり、何というか、まちへ本当に下りて、一緒に歩いて、一緒に話して、一緒に進めていく。そういうふうに考えていけば、ここの道並みというのは、災害時となったら復興道路としての災害道路にもなるわけですから、自転車道でがっとうちがってしまっていて、そこに大きな障害が出てくると、車を寄せるところもできなくなってしまうということもあるので、丁寧に——丁寧に、工事を進めるということを確認した上で、これはもう一緒に、議会も一緒になって進めようというような提案がありましたけれども、これについては同じ答弁だと思いますけれども、一応、ここでも答弁していただきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のご提案もあるんですけども、神田警察通り1.4キロ、全体をこれまで協議会のほうで議論してまいりました。デザイン的なものもほぼ決まっているところでございます。ですから、今後、当然、Ⅱ期は、先ほども申し上げましたとおり、止めるつもりはございませんし、そのまま進めていくと。並行して、Ⅲ期以降についても、神田駅というわけではなく、Ⅲ期以降についても進めていきたいと考えてございます。

○小枝委員 じゃあ、私のほうからは、今日、5-13と5-20という二つの陳情が出ておりますけれども、新しい議会ということでもありますし、情報を一つのものにしないと、判断がしづらいということもありますので、ちょっと3点の資料要求をさせていただきたいと思っております。

1点目は、この5-13に関連して、4月11日の出来事からこの4月12日の広報掲載に至るところの事実確認を含めて、どう判断し、どう動いたのかというところの流れの確認。それから、5-20に関しては、本文上に工事請負契約における設計変更ガイドラインということが書いてあって、ここ、参考資料2のところには、もう令和5年の3月に委員会としてやっているよということでもありますけれども、事態はいろいろ動いてきているということもありますので、工事中止のガイドラインというものをここに出していただきたい。3点目は、本会議場でもありましたけれども、警備員の日給8万円というのがありました。4月に新しい予算で工事費を積算しているわけなので、その積算の内容を出していただきたい。それは、どんな積み上げで工事を進めようとしたのかという、その予算の内容を積み上げが分かるものを出して、その三つ、お願いをして、審議を進めていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 今、ちょっと言われても、今日は出せないんですけども、今後の陳情の審査がどのようになるか分からないので、私のほうでは、今すぐ出しますという、ちょっとご答弁はできないのと。

○嶋崎委員長 できないよね。

○印出井環境まちづくり部長 それから、陳情の趣旨と警備員の単価の関係ということについて、もちろん委員会のご指示があればと思いますけれども、我々としては、今回の趣

旨の中に、そういったことの記載というのがあるのかどうか、ちょっと分からないので、何分、今、そういった資料を、じゃあ、どのタイミングでということについては、ご答弁は難しいのかなというふうに思っています。ご指示を頂ければと。

○嶋崎委員長 ほかに、この件、ちょっと今、小枝委員のことに關しては棚上げをさせていただいて、ほかに何かありますか。

○岩田委員 すみません。ちょっと戻っちゃうんですけども、先ほど、我々が、何だ、個人を――我々が事件があったときの画像とか映像を見ることができるところで、個人を特定する画像なので閲覧できないというお話がありましたけど、じゃあ、撮るのはいいんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 撮影ですけども、工事の状況を記録するために撮影を行ったものでございます。ただ、現場の中に、入ってきたりとか、伐採対象樹木への寄り添いだとか、そういう妨害行為がございましたので、それを撮影させていただきました。

○岩田委員 工事の状況を撮るのに必要だというお話なんですけども、聞いたところによりますと、区の職員かどなたかがある女性の顔の目の前にカメラを近づけて、にやにやししながら、「反対している方ですよ。顔を上げてください」と言いながら、撮っていた。これ、工事の状況でしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのような事実は認識してございません。

○岩田委員 だからこそ、我々に画像を出してくださいと言っているんですよ。そういう都合の悪いことは出さない。以前、外神田一丁目のところで、賛成、反対、どういう人がいるのかということで、委員限りで見たということがございました。やろうと思えばできるじゃないですか。何で出さないのかって、都合が悪いからじゃないですか。出してくださいよ、そういうの。

○須貝基盤整備計画担当課長 これも先ほども申し上げたとおり、個人を特定できるような映像もあること、それから、捜査対象となる行為、あと、訴訟に関わる内容と、そういうこともあるので、閲覧は難しいということでございます。

○岩田委員 分かりました。都合の悪いことは出せないということですね。

あと、住民がけがした認識はないということですけども、これもけがした方がいるようです。認識がないと、これも都合の悪いことは認めないということなんですけども、一応、ここで言うておきます。

あと、部長の答弁で、一部の反対者の方というふうな表現がありましたけども、皆さん、工事は反対しておりませんよ。イチョウを残したまま工事を進めてくださいと言っています。ここで、また別の質問に入ります。書類送検されて、区のホームページとかにそういうニュースが出たという事例は、他区とかではどういふのがあるんでしょう。

○嶋崎委員長 他区なんて分からない。広報課長、分かるの。これは、広報課長。

○林広報広聴課長 他区の事例は承知しておりません。調べておりません。

○嶋崎委員長 分からない。

○岩田委員 私の知っている限りで、港区でありました。その方は、2016年8月、酔ってタクシー運転手を殴った。2020年8月、カラオケ店の駐車場で女子高生3人に下半身を露出した。2022年5月、女子中学生2人に卑わいな言葉をかけた。そのうちの一つは、現行犯で逮捕されています。こういうような完全に起訴されるものに関しては、

当然、載っけていいと思いますけども、書類送検ですから、あくまで。ちなみに、書類送検というのは、犯罪者であるというふうな確定はされていませんよね。にもかかわらず、そういうのを広く区民に知らしめてしまうというのは、どういうことなのかなど。もちろん前科もつくわけじゃないですよ、この段階では。ちなみに、じゃあ、直近で、刑法犯の起訴率というのは、どれぐらいなのでしょう。

○林広報広聴課長 委員長、今の質問、質問自体について。

○嶋崎委員長 はい。担当課長。

○林広報広聴課長 書類送検されたことに関して、区から、一切、情報提供は、その以前も以後もしておりません。

○岩田委員 えっ。

○嶋崎委員長 ホームページに載っていないということですよ。

○林広報広聴課長 はい。ホームページには載せておりません。

○嶋崎委員長 載っていない。

○岩田委員 えっ。（「ホームページには書いていない」「コメントで答えただけなんですよ」「書類送検については、ホームページには書いていない」と呼ぶ者あり）

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 その事実のみを載っけたということなんですけど。

○嶋崎委員長 ちゃんと陳情書を見て、質疑してください。

○岩田委員 はい。ごめんなさい。

その妨害行為があって、何だ、妨害行為があって、負傷する事案が発生しましたと書いてありますよね。これは、ちょっと自分の経験になるんですけども、自分、昔、総合格闘技をやっていて、そのときに、靭帯をちょっと痛めたんです。内足側副靭帯と前十字靭帯。この靭帯というのは、この方がどこを痛めたのか、何か聞いた話でいうと、靭帯を痛めたんだみたいな話をちょろっと聞いたんですけど、本当かどうか分からないんですけども。その靭帯というのは、レントゲンに出ないんで、分からないんですよ、正直。（67文字削除）

○嶋崎委員長 ちょっと待って。ちょっと今の——休憩します。

午後5時22分休憩

午後5時28分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

先ほどの岩田委員のご発言がちょっと不適切だというふうに私は認識して、今、議長に申し入れ、議運の委員長にも申し入れをいたしました。この時間なんで、後日、またこの件については、協議をさせていただきますけれども、岩田委員、さっきのご発言をどうされますか。

○岩田委員 ちょっと過激な発言があったということで、そこは訂正させていただきます。で、発言は続ける感じ……

○嶋崎委員長 削除されますか。

○岩田委員 一部訂正します。（「どういう」と呼ぶ者あり）あ、一部削除します。

○嶋崎委員長 どこをどういうふうに削除されますか。

○岩田委員 あ、（13文字削除）って、言っちゃったら駄目ですか。

○嶋崎委員長 えっ。

○岩田委員 （9文字削除）と言ったところです。

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。全然分かっていない。

午後5時29分休憩

午後5時29分再開

○嶋崎委員長 再開します。

もう一度、訂正があるのであれば、ご発言ください。

○岩田委員 お医者さんのところのくんだりから削除をお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。いいですね、事務局ね。

で、続けてください。

○岩田委員 私がけがをしたときに、その靭帯というのはレントゲンに出ないので、どれぐらいの傷なのかというのはなかなか分からないということなので、そのけがをされた方の診断書を僕は見たいです。どの程度のけがなのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは個人のもので、それはお出しできないと思います。

○岩田委員 分かりました。また都合の悪いのは出ないということで、分かりました。

先ほどの起訴率のお話、広報課長、起訴率のお話、ちょっとしたんですけど、多分、分からないですよ、それはね、どれぐらい起訴率なのか。実は、直近でいうと、令和4年版の犯罪白書によりますと、36.8%なんです。書類送検で、何だ、起訴されたのが。それぐらいなんです。そのレベルなんです。でも、実際に千代田区で起訴された段階の方がホームページにこういうことがありましたというふうに（発言する者あり）出ちゃうのは、どうなのかなという。（発言する者あり）いやいや、出ているじゃないですか。実際に、書類送検されただけの方がこういう妨害行為があつてというふうに出ていますよね。

○林広報広聴課長 区のホームページには、失礼しました、書類送検されたのは、7月3日と聞いております。その書類送検されたこと自体、区のホームページには一切出ておりません。区が、区のホームページに掲載されたのは、4月12日、その理由については先ほど述べたとおりです。

○岩田委員 失礼いたしました。課長の先ほどの説明で書類送検という言葉も出ましたし、その方は議員になった方ですというような説明もありました。これは、当然、議事録にも載るわけですから、それというのは、じゃあ、もしも、この方が、この後、書類送検というのは、先ほども言ったように、前科にはならないわけですよ。まだ起訴されていないわけですから。この後、嫌疑なしとか、嫌疑不十分とかで不起訴になった場合というのは、どうされるんですか。先ほど言っちゃったのに、どういう責任を取られるんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 報道されたことをコメントしただけでございます。

○岩田委員 報道されたことというんですけども、AさんとBさんがもめてたら、普通、両者に話を聞いて、何だ、区としてのコメントとかを出すとかなら分かりますけど、一方的な話を聞いて出すというのはどうなんだという話です。分かりますか。マスコミが言っていたという話も、片方だけの話を聞いているんですよ。それは、あまりにもアンフェアじゃないのかと言っているんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 マスコミの報道と、あと、現場のほう、私、見ておりますので、それに基づいての発言でございます。

○岩田委員 現場にいて、実際見ていたという話なんですけども、先ほどは、何か住民の方がけがしたという認識はないって。もう、目が穴だらけですよ。何か全然もうざるのようで、全然見えていないですよ。ちゃんと調べてからやるべきなんじゃないんですかとやっているんです。ホームページにまで出しているんですよ。だったら、そこは、ちゃんと調べてからやるべきですよとやっているんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどもホームページに載せた理由というのは、広報広聴課長が申し上げたとおりでございます。

○岩田委員 聞きましたよ、それは。

○嶋崎委員長 いいですか。

○岩田委員 先ほど聞きました。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○小枝委員 資料要求はどうなったの。

○嶋崎委員長 いやいや、まだこれからだよ。

ほかに質疑ありますか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 質疑ですか。

○小枝委員 ……です。はい。

○嶋崎委員長 はい、どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 先ほど私が資料要求を申し上げたときに、それが関わるかどうか分からないというふうにおっしゃったので、この5-13の文章を見ていただくと、1段落、2段落、3段落、4段落目のところに、「その動きを知った私たち住民が駆けつけて、イチョウの木を守ろうとしましたが、現場では、バリケードの中に入るのを阻止するために、警備員（千代田区が神田警察通りの道路工事等の保安業務を委託したシンテイ警備株式会社の従業員）が多数立ち、伐採に抗議する住民との間で小競り合いになりました」と書いてあって、「救急車が呼ばれ、警備員が救急車に乗せられた様子が目撃されましたが、千代田区の職員から現場において警備員と区職員が負傷したとの説明は一切ありませんでした」と。こここのところを、先ほど、まず一つ、4月11日の時系列を出してねということを行いました。それから、その後の4月12日、ホームページに出したことについて、どうかということを行いました。これについては、非常に時系列の流れが重要だと思いますし、途中、神田警察でしたかね、所管の方を5時ぐらいに呼んだけれども、その方も全く障害、そういうことが発生しているという認識は全くなかったでしたね。そういうふうなことがちょっと時系列が整理される必要があるのかなというふうに思いますので、そのところは突き合わせをする必要がありますので、私も、岩田委員が言われたように、本当だったら、ビデオの映像そのものを内々にでも見せてもらいたいなというふうに思っているところですけども。

そういう、それと、もう一つのここに書いてある、非常にがたいのしっかりした日給8万円の警備員さんたちというのが、一体どこの予算から出てきているのかなというのは、

非常に重要なことでもありますので、予算の積み上げのところは、何のためにそこにどういう目的でおられたのか。それで、それは初めてのことなのか、前からそういう体制でやっているのか。そこも知っておく必要があるので、区民を守るための、あるいは、区民のための予算が本当に区民のためにどう使われているのかということを確認するためにも、ぜひ、そこは出していただきたいというふうに思います。もちろん口頭で言えるならば、口頭で言ってもらっても構いませんけれども、それ自体は、令和4年の予算と令和5年の予算は一緒でしょうから、出してもらいたいと思っています。

先ほど3点言いましたから、重要な事実なので、お互いにここは感情的にならずに、しっかりとした共通認識でやる必要があると思いますので、工事一時中止のガイドライン、あれも出していただきたい。この3点申し上げました。申し上げた理由を、もう一回、再度説明したということです。

○印出井環境まちづくり部長 今、様々、資料のご要求がありましたけども。

○小枝委員 3点だけです。

○印出井環境まちづくり部長 一つは、今、この瞬間、ちょっと資料を出すことはできませんので、この陳情の審査の取扱いがどうなっていくのか、私のほうではちょっと承知していませんので、今、この瞬間、その資料をお出しするには、相当の時間を要するかなというふうに思います。

それから、様々な資料要求の中には、捜査中でお出しできないものもございます。一方で、既に本会議でご質問いただいた内容の中で、警備員についてはお出しすることが可能なものもありますけども、今、我々もこの瞬間に用意していないので、ちょっと、その辺はご指示いただければ、どういう状況になるのかによって対応しますけども、出せないものもあるということで、ご承知おきいただければと。

それから、あと、1点だけ、ガイドラインの、今回、ご指摘のあった工事の中断の理由ですけれども、それは例示であって、その場合に、必ず工事を中断しなきゃいけないと、そういうものではございません。それはそうですし、妨害の理由をつくった当事者が、それをもって中断せよというように言うことというのは、我々としては、非常に理不尽だなというふうに認識しております。ガイドライン自体を出すことはやぶさかではございませんけれども、そういった認識でございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに質疑はありますか。

よろしいですか。

○林委員 工事の云々じゃなくて、広報課長だけです。せっかく久しぶりなんで。

区の基準では、事故となった場合には公表しなくちゃいけないと言ったんですが、これ、起案した、タイトルを含めて起案した方、文面を。これはどなたになるのか。もうちょっと言うと、4月11日って、僕、選挙の直前だったんで、あんまり記憶ないんですけど、この午前4時から12日のアップするまでの間、どういう出来事があったのかというのを説明していただきたいんです。

○嶋崎委員長 それはこっちだよ。それは広報課長じゃなくて、事実関係のところ。聞いているか。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。



○嶋崎委員長 それ、今のやり取りのところで、答えてください。広報広聴課長は、それを受けての話だと思うから。事実確認。時系列。

○林委員 ホームページのだけでしょ、この陳情って。文面の。

○須貝基盤整備計画担当課長 理由は先ほどのとおりなんですけども、4月12日に体当たりなど、暴力的な妨害行為を受けた職員、それを目撃した職員から聞き取りを行い、事実確認の上、関係部の確認を経て、広報広聴課にて掲載をいたしました。

○林委員 ごめんなさいね、起案した人は誰ですかと聞いているんですよ。

○嶋崎委員長 起案した人。

○林委員 何時何分になって。

○嶋崎委員長 それはどこで。

○林委員 内部の事務執行でしょう。

○林広報広聴課長 委員長からもありましたが、最終段階で、原稿が、具体的な話ですけども、原稿が回ってきたのが12日の17時過ぎだったかと思います。広報で把握しているのは、そこまでです。

○林委員 文書を起案したのは誰ですか。タイトルを含めて。

○嶋崎委員長 それ、だから、何だっけ。

○林委員 1回聞いたら、ちゃんとやってよ。

○嶋崎委員長 環境まちづくりのほうから広報課に出したのか。どこが起案したんですかと。

何も情報提供しないのに、出すわけないんだから、起案したのは誰なんですかと。という。難しい話じゃない。

○印出井環境まちづくり部長 通常の文書の起案というプロセスではなくて、我々のほうで、先ほど申し上げたように、4月11日の事件、事故の情報の報告書などを作成し、関係する所管、政策経営部や、そういうところと協議をしながら、文章のたたき台を作って、それを広報広聴課のほうに掲載を依頼し、広報広聴課のほうは、通常のホームページの掲載のプロセスの中での簡易決裁というんですか。そういうものを経て、ホームページに掲載をしたというような状況でございます。

○林委員 だから、ですから、11日の4時に事故があったと。これは基準に該当するというわけですよ。12日の17時までの間に、どなたかがタイトルと文面を起案して、広報広聴課に出さないといけないわけで、それを起案した人は誰なんですかと。という単純な話なんですよ。

○嶋崎委員長 それは、環まちでやったんでしょ。環まちが情報提供しなければ、広報はそれを受けられないわけですよ。それを誰がどうしたのかということを知っている。

○印出井環境まちづくり部長 もちろん、先ほどご答弁申し上げましたとおり、当日の状況等については、政策経営部等のほうに情報提供し、関係部で、政策経営部のほうで調整しながら、最終的に、そこで成案をつくって、ホームページの掲載に至ったということです。私のほうでは、当然、リソースは——リソースじゃない、手元にある事件、事故の報告書などの情報提供をしながら、連携してつくっていったということです。

○嶋崎委員長 環まちがでやったということ。

○林委員 政策経営部。（発言する者あり）それ、どっちなの。

○印出井環境まちづくり部長 そのように理解し——最終的な事故の、何ですかね、掲載の分は政策経営部というふうに理解していますけれども。

○林委員 そう。政策経営部だったら、これ以上はもう広報広聴課長にしか聞けないんだけど、政策経営部で起案ができた、文面の。で、1点、すごく気になるところで、事故については、広く区民や関係者に知らしめなくちゃいけないと分かるんだけど、タイトルの暴力行為というワーディングなんですね。ここは、内部で基準で、どれが暴力行為で、事故なのか、暴力行為なのかというタイトル面を出す表現の世界ですよ。新聞で暴力行為と出すと、かなりひどい形になると。当然、政策経営部だから、法規も入られているんでしょうから、法律等々の照らした、事故でなく、暴力行為というタイトルをしたこの起案者というのは誰になるんですかね。いい、悪いを言っているんじゃないくて、事実経過を確認したいんですよ。

○林広報広聴課長 タイトル、文面を含めて、4月12日、広報に届いたものを環境まちづくり部、政策経営部長、協議していることは承知していましたので、広報に最終的に回ってきた文面は政策経営部長から回ってまいりました。両部で協議したもののついて正として掲載しました。

○林委員 だから基準を聞いているんだけど。最終的に政策経営部長から回ってきた。それはそうなんですよ。で、課長のほうは部長決裁が下りているからいいんだけど、やっぱり事務執行だから、何らかの文案を起案して、こんな文章で大丈夫かと、法規に名誉毀損に当たらないかどうか確認して、事実と異なるのかを確認した上で起案した文書は出すわけですよ。その上で、暴力行為というワーディングが区のホームページの中ではかなり、内容は別ですよ、事実行為としていいんだけど、タイトルとしてはかなり刺激的な表現方法だし、あんまり行政としては使わない表現なのをどうしてタイトルで出したのか、どなたが起案されたのかというのだけをちょっと確認だけしたいんですよ、いい悪いは別として。内部で基準があるんだしたら、こういう基準が暴力行為だから掲載しましたでいいんですけども、内容じゃないですよ、タイトルと起案と政策経営部長が必要だったらそちらに確認しなくちゃいけないんですけども。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど、冒頭ですか、ご答弁でご説明申し上げましたとおり、具体的に体当たりを受けた職員、それから目撃をした職員、胸ぐらつかみなどの行為を目撃した職員、そういったものを総合して、我々として報告の中でそういった行為が暴力的な妨害行為、通常の抗議行為ではなくて、暴力的な妨害行為があったということを含めてご報告する中で、最終的に協議の結果そういう表現になったものというふうに認識しております。

○林委員 基準について確認しているんですけど、もう一回。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 じゃあ最後ですよ。今、部長が言ったように、普通行政用語だったら暴力的行為とかあやふやにやっぱりするわけですよ。断定的、基本的に行政はあんまりしないですよ。で、メディアのほうも、あんまり報道機関も暴力行為というと、それはもう暴力だから刑法にダイレクトで引かかる行為だから、的とか、いろんな表現やって、文面の中に入れるタイトルには基本的にはあんまり使わない表現だなと思うんですね。これをタイトルを起案した人はどなたになって、内部のホームページの掲載基準のほうではどうな

んだらうって、要は刑法に触れるかどうかのことを区が警察権の範疇じゃないところを出してしまうというのはどうなんだらうと。口で言うのは、僕らはいいですよ。それは暴力だらうとか、何とかと言うんですけれども、行政のところ、暴力的行為とかというのを入れなかった、この事実経過とは何だったんだらうと。そこまで精査していないんだらうたら精査していないで結構ですし、陳情で上がってきちゃった。陳情者が出していただいているものですから、事実確認だけさせていただければ。

○印出井環境まちづくり部長 繰り返しになりますけれども、12日の掲載内容の中に、暴力的行為、表題の暴力行為になっていますが、我々としては、明確に体当たりで人を転倒させると、それから胸ぐらをつかむという行為は社会通念上暴力行為だらうということを含めて報告し、庁内で共有してこういう表題になったというふうに認識しております。

○林委員 起案は。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げたとおり、そういう形で表現を固めて、あとは掲載の起案というのは、多分ホームページの簡易決裁の手続の中で政経部のほうで取られたものというふうに認識しております。

○林委員 分かっているかな、起案と掲載基準について聞いているんだけど。

○嶋崎委員長 それは広報課長なの。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）

○林広報広聴課長 具体的な文言の掲載基準は記されていないという認識です。ただ、今回ホームページへの掲載を決裁する決裁権限は通常私にございますので、ただ、この経緯に関しては、環境まちづくり部と政策経営部が協議の上決定した、イコール、区の決定だということで私のほうで掲載しました。それを否定することはできません。

○林委員 否定しなくていいんですけど、起案だけ言ってもらえれば。

○林広報広聴課長 起案者は私には確認できません。すみません。

○嶋崎委員長 いいですか。

○林委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。ほかにありますか。

○岩佐委員 守る会さんのほうでも、SNSのほうでその当時の動画がアップされていたと思うんですけれども、そちらは公開されたものなので、そちらは1回みんなで検証することというのは可能なんじゃないでしょうか。

○嶋崎委員長 それは個人的なツイッターとかそういう話。

○岩佐委員 そうですけど、一般にもうインターネットで普通に。あ、すみません。

○嶋崎委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 私も普通に検索して出てきた動画があったんですけども、ちょっと今このタイミングでアップされているか分からないんですけども、その当時の現場の状況が、あと音声も入って入っていて、それを見られた方が何人かいらっやって、それは公開されているのかな。ちょっと公開されているかどうかを確認します。

○印出井環境まちづくり部長 ツイッター等のアカウントなので、真実が誰のアカウントなのかということが分からない中で、私のほうで確認をしたのは、先ほど申し上げた、現場でももちろん職員が確認しているんですけども、胸ぐらをつかむような、そういった動画は確認はしています。そういったものの保管等については我々としては行っておりませんので、捜査等の中でどういう対応をされているのかということについては、申し訳ござ

いませんけれども、承知はしてございません。

○嶋崎委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それで、取扱いなんですけど、先ほど部長も答弁の中で、小枝委員から資料要求が出ました。これは今日のところでそろえられるの。

○印出井環境まちづくり部長 ちょっとお時間を頂いて……

○嶋崎委員長 どのぐらいですか。

○印出井環境まちづくり部長 ただ、すみません。職員がいないので、もしかしたらちょっと今日は無理かもというふうに認識をしています。

○嶋崎委員長 無理。無理ということは、これがどうしても必要だということで小枝委員がおっしゃるんであれば、私が言うのはおかしいんだけど、継続になるのかなというふうには思うんですけども、どうですか。何かご意見がある方は言ってください。いや、小枝委員はいいよ、もう資料要求しているんだから、それ以上でもなければそれ以下でもないんだから、ほかの委員さんで取扱い含めて何かあれば言っていただければありがたい。

岩田委員。

○岩田委員 私が先ほど言った区民のほうにもけが人がいるぞ、でも区は認識していないよ、そういうところももうちょっと精査していただく必要があると思いますので、継続でお願いしたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。継続ということなんですけど、いかがいたしましょうか。（発言する者あり）

じゃあ、先ほどの小枝委員の資料要求は受けていただく、継続にしますから、（「はい」と呼ぶ者あり）それで作ってください。

いいですか。はい、どうぞ。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。ちょっとこの時間なので当日用意できなくて。ただ1点、先ほど申し上げましとおりの、捜査とか訴訟に関わる部分もあるかなというふうに思いますので、その影響が少ない範囲の中でご対応させていただければと思います。

○嶋崎委員長 いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、この神田警察通りに関しましては2件とも継続の取扱いとさせていただきます。

続けますよ。次に……。 （「休憩してください」と呼ぶ者あり）

休憩します。ごめんなさい。お疲れさま。ありがとうございました。

午後5時55分休憩

午後5時59分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

次の陳情審査に入ります。

送付5-17、六番町偶数番地建築物等の高さ制限を含む地区計画（素案）に反対及び策定方法に関する陳情でございます。陳情書の朗読は省略させていただきます。

執行機関から何か情報提供ありますか。

○江原地域まちづくり課長 六番町偶数番地地区の送付5-17陳情書に対する区の見解

についてご説明をさせていただければと思います。環境まちづくり部参考資料3をご覧ください。

六番町偶数番地地区では、平成30年3月に住民有志の方々から、高さを抑制をして中高層の落ち着いた街並みを守っていくことを位置づける地区計画の案が区に提出されたことを受けて、それ以降、約4年間にわたり地権者の方々を対象とした意見交換会、アンケート調査等を重ねてまいりました。

様々なご意見がある中、資料に記載してございますけども、制限高さですとか、特例の追記等、もろもろの調整を経て、令和4年12月に実施した意見交換会において、これまで調整してきた案を地区計画素案として束ね、以降、都市計画手続に入っていくことについて確認をさせていただいたところでございます。この間の経緯につきましては、環境・まちづくり特別委員会のほうにもご報告を都度させていただいたところでございます。

そして地区計画素案について、全ての地権者の方々にも配付をさせていただき、周知を図った上で、令和5年3月の都市計画審議会において報告をさせていただいて、現在、都市計画手続に着手をしているというところでございます。

区といたしましては、十分な時間をかけて地区計画の内容について変更を重ねながら地域への合意形成を行い、現時点においておおむねの合意が得られているものと認識しております。これまでの長年のこういった検討経緯等もご考慮いただきご理解を賜ればと考えているところでございます。

なお、区のホームページにも掲載しておりますけども、当地区につきましては6月30日から7月14日の間で都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧を実施しており、本縦覧の意見書の状況も合わせて、7月25日に予定されている都市計画審議会にてご審議いただく予定をしておるところでございます。

説明は以上になります。

○嶋崎委員長 はい。執行機関の説明を頂きました。既にもうこれ都計審のほうに回っている、回すか、回す案件だよ、なっていますから、そこも踏まえてご意見があれば伺いたいし、質疑があれば伺いたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○桜井委員 ただいま委員長からもお話がございました、地域の合意形成ができて、十分な時間をかけて現在に至っていると。17条に入っているという、そういったご説明でございます。長年にわたって区のほうも中に入って協議をさせていただいているということで、大変ご苦労さまでございました。そういうことで都市計画手続に今後入っていくという、入っているのかというようなことなんでございますけども、ただ、千代田区全区を見ても、非常に経年をしている、要は古いマンションというのがだんだん増えてきているという現状もございます。で、この麴町地区においても非常に築年数がたっているマンションも随分増えてきているわけございまして、この麴町地区において、耐震基準が昭和56年、1981年にあったわけですけど、これ以前のマンションがどのぐらいあると認識しているのか、そこら辺をちょっと執行機関のほうにまず聞きたいんですが、いかがですか。

○江原地域まちづくり課長 今ご質問いただきました分譲マンション、どれぐらい棟数があるのかと。ちょっと手元にある資料で、平成30年まちみらい千代田が実施しました「分譲マンション実態調査」のデータに基づきますと、麴町・番町地域全体で191棟あるという中で、旧耐震、いわゆる昭和56年以前に建てられたマンションが83棟という

ところで、半数弱というところが旧耐震というところで認識をしているところでございます。

○桜井委員 非常に、この旧耐震ということになると、築年数が42年になりますよね。で、42年となると大規模修繕も経験をされているところがほとんどでしょうし、また今後についてもいろいろな形で手を加えなければいけない。または大規模修繕でなくて建て替えをしなければいけないといったようなところも出てくるんだろうと思います。そういう中で、千代田区では、よく予算書なんかに書いてありますけど、この千代田区に住んでいてよかったとか、千代田区に住み続けたい、住み働き続けたいとかいう言葉というのはよく見かけますよね。そういう流れの中で、今回、約半数のマンションが耐震基準、新耐震以前のマンションだということを考えたときに、果たしてこれから大丈夫なんだろうかという心配になると思うんですね。これは私だけじゃないと思うんですけども、そこら辺の区としての見解というか、どのようにそういうものを捉えているのか、お聞かせいただけますか。

○江原地域まちづくり課長 今ご意見いただきました老朽化マンションの今後の対策というところかなというふうに認識をしております。で、先ほど申し上げた約半数近く、旧耐震というのはあくまで建設をされた時期でございますので、一部耐震改修をされている棟もあるかなと思うんですけど、それにしても多くのマンションが結構経年劣化してきているところもあるという状況でございます。今回、六番町偶数番地地区もそうなんですけども、考え方としては、この地区でも議論されてきたことは、高質な住環境を守って地域の価値を維持向上していくというふうなものと認識をしております。あくまで老朽マンション対策、定められたそういった地区計画の高さを含めたそういう規制の中でどのようなことができるかを検討したり、区として支援したりするものかなというふうに考えておるところでございますが、一つは、耐震化促進関連の補助事業などの活用も含めて、区としてきちっと周知をした上で総合的に支援をしていくというのが一つあるかなと思います。もう一つは、こういった住環境を高質なものを維持していくというところで、全体のエリアブランディングといいますか、そのマンションの建て替えを成立させるのはやはり事業性というところも出てきますので、その辺りをここのエリアの特色を生かして、そういった高質な住環境というものをもって価値を上げていくというところで、そういったマンションの建て替えの促進をしていくという、そういったアプローチもあるのかなというふうなところも考えているところでございます。いずれにいたしましても、政策課題として重要な課題でございますので、所管課も含めて、きちっと区としてそれはそれで対応していくべきかなというふうに考えております。

○桜井委員 ありがとうございます。

今回、地区計画ということで、私は反対しているわけではありません。こういうすばらしい住環境をつくっていくためにということでの今ご答弁もありました。全くそのとおりだと思います。どうしても古いマンションが建て替えをするときに頼ってしまうのは、デベロッパーに資金的な援助をしてもらうといったような、そういう計画に走りがちなんですよね。そうすると気がついてみたら、まちが古くから住んでいる方たちはそこに住めないで、デベロッパーが中心となったまちになってくるというようなことが今までほかのところでも散見されるわけです。そういう中で、先ほど、この前に課長からご答弁を頂きま

したけども、やはり千代田区として、この住み続けられるまちをつくるためにはどうしたらいいのかというのは、これはまずはまちづくりの部隊が考えていかなければいけない、そういうことだと思います。大変大切なことだと思いますので、ぜひこういうことを課題として受け止めていただいて、今後も引き続き検討を続けてもらいたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 すみません。まさに区内のマンションの建て替えというのは、今もそうですけれども今後も大きな課題だというふうに認識はしております。自分たちのマンションをどのような手順で建て替えていくかということというのは、正直なところ早くから検討をしないと、なかなか老朽化が進んだ場合に、どうしようかといったことになると、どうも先が見えてこないということになってくると思うんですね。やはり自分たちの今のマンションをそのままの規模だとか高さだとかも含めて同じようなものを建てるということは物理上可能だとは思いますが、実際に建て替えるとなると、解体だとか、そういった新築工事だとかという形になると、やっぱり経費だとかもかかってまいりますので、そういったところを考えると、今は多少諸制度を使ってデベロッパーが入ってという形も取られてしまっているのかなといったようなところで、そこは一つの手段としてはあるのかなというふうには認識はしております。そういったものを踏まえて課題を検討していかなきゃいけないかなというふうな認識でございます。

この六番町につきましては、奇数番地の方々も含め、そういった自分たちの建て替えだとかを想定した中で、自分たちの皆様をご提案してきたということだと思いますので、区としては、やはりそこは尊重させていただいて、このまま進めていくのがいいのではないかなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかに。

○岩田委員 この陳情の趣旨を見ると、何か結構すごい厳しい言葉が並んでいると思うんです。2段落目の1行目、一部の地権者の要求によってとか、その後も強引に地区計画を決定しようとか、その3行下は地権者、住民の合意形成なしに地区計画を決定するというような結構すごい言葉が書いてあるんですけど、ほかの再開発はともかく、ここは僕はそうではないという認識なんですけども、例えば、その陳情対象のこの地区計画素案は、地区計画賛成の方も限界まで譲歩した結果で、かつ陳情者二人、そして千代田区地区計画賛成派同席の上で一度合意したものだ。区の進め方は決して強引なやり方ではないという認識なんですけど、そこはどうでしょうか。

○江原地域まちづくり課長 今、岩田委員がおっしゃられるとおりかなと思っておりまして、冒頭で見解を述べさせていただいたとおり、約4年間、ご提案いただいた高さ設定よりも、我々もちょっと区のほうでシミュレーションとかもして、若干高さを高く逆にしたりとか、あらゆる調整をしてきた経緯がございますので、合意形成として長年かけて丁寧ないろいろ我慢していただくとか、我慢していただきながらというところも重ねながらやってきたというふうに認識をしているところでございます。

○岩田委員 個々の住宅の救済のために地区の価値が毀損されるべきじゃないと私も思っています。なので、そのためにも地区計画というのは必要不可欠だと思っております。こ

これは私の意見でございますので。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。

○林委員 陳情審査なんで、4段落目ですか、マンション建替え円滑化法、ここの今回出されている地区計画が制限、制約になると懸念されていますと陳情者の方が述べられているんですが、これはどういうことを意味し、実際、制約等々あるのかないのかを含めてお答えください。

○江原地域まちづくり課長 マンション建替え円滑化法の中で、要は容積率の緩和が規定をされているところなんですけども、大きな緩和を得られて高さが制限で切られているというところで、増した分の容積率の分の床を売って、それを事業費にというところのマンション建て替えの事業性成立が非常に厳しくなってくるんじゃないかというようなコメントかなというふうに考えております。これにつきましても、ちょっといろいろな考え方があるかなというところでございますが、エリア全体、地区全体としては、そういった高質な住環境と地域の価値を維持向上というところでご議論いただいたものを地区計画の案としていただいているところでございますので、その辺りの質を取って、エリアとしての価値を高めていくことでマンション建て替えというところも合わせてやっていくというようなアプローチなのか。それとも、同様に、再開発事業のように、容積率をかなり増進をさせて、床を多く設けることで成立をさせていくのかというようなアプローチのところはあるんですけども、先ほど来申し上げているとおり、合意形成の過程の中で、ここは地区計画の素案にあるような形でエリアを位置づけていこうというところが地権者の方々のおおむねの意思なのかなというふうに認識をしているところでございます。

○林委員 分かりました。首都の高台をどのような価値を創出していくのかというのは、これはもう地権者の方の皆さんの話合いで、私有財産ですから、あれこれとやかく言う必要はないんですけど、まあ、そんなに価値自体が、床面積とか容積は多少あるかもしれないけれども、単価、土地の価格、首都の高台の希少価値というところは大きいままだから大丈夫だと。

次に、その二つ下のところの75人ですとか64人ですとか、要はこの地区計画に反対を表明している人がいるというのがこの陳情書に述べられているんですけど、一つが、この六番町の当該偶数番地のエリアの地権者、要は地区計画に関わる構成人数、もう一つが、縦覧時、16条の公告・縦覧時の意見というのが、総数どれぐらいがあったのかと、要は比較なわけですので、そこの詳細についてお答えください。

○江原地域まちづくり課長 今回、六番町偶数番地地区、土地建物所有者で、すみません、551名という形で、先ほど来抵当権とかの権利者の話がございましたけれども、16条の説明会なり、こういった素案の送付というのは、この地区においての土地建物所有者の方、この551名に対してさせていただいているところでございます。意見書としては、——ちょっと休憩いただいてもいいですか。

○嶋崎委員長 休憩します。

午後6時17分休憩

午後6時18分再開

○嶋崎委員長 再開します。

答弁からどうぞ。担当課長。



○江原地域まちづくり課長 六番町偶数番地地区、16条意見書のほうは、総数で135件頂いております。反対として73件、賛成として61件、ちょっと、どちらとも取れないというのが1件というような状況でございます。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 そうすると、なかなかこう、135件が多いのか少ないのかは別として、賛成の方、反対の方もやっぱり多かった。もうここでは64人と書いてあるけれども、多かったと。ここをどういうふうに考えられるんですか。4年間の長きにわたって区役所の職員の方がまちに入られていろいろ考えられてきて、その結果こういった陳情も出てこられたり、反対の意見もあるというのは、どういうふうに受け止めておられるのか。

○江原地域まちづくり課長 先ほど件数を申し上げましたけども、何ていうんですかね、分布といいますか、反対については、結構一つのマンションに集中をしていたりとか、賛成についてはいろんな広範囲で出てきているという中で、まちの各所でのエリアの中での分布としては、全体的に網羅的に賛成の意見が出てきているのかなというような認識を持っているところでございます。

○林委員 そうすると、面積というか、もうマンションになると難しいんですけども、面積割合でまたじゃ変わってくるんですかね。土地所有者の地権者の方の賛成と反対の件数と、パーセントって、さっき外神田でもあったような形で、それはどういう感覚で受け取られて進められようとされているのか。

○江原地域まちづくり課長 すみません。ちょっと正確な土地の地積までは合計数は今手元にはないんですけども、認識としては、90%以上の、面積ベースでいくとですね。賛成意見を頂いたところ、ちょっとこのプロットが正しいのかどうかというのはあるんですけども、16条の分析としてですね。ご意見として内容をお伺いするものなのでというのはあるんですけども、土地の面積上というところでいくと90%以上ぐらいは賛成のご意見なのかなという認識を持っております。

○林委員 これが最後ね。あと、あまりいいたとえじゃないんですけど、さっきずっとやっていた外神田一丁目もブロックで外して、万世橋出張所の。こういう地区計画で地価が大変高い首都の高台のところで、一つのマンション棟が嫌だと言ったときに、外れるというのはテクニカル的にできるんですか。それとも地区計画だからやっぱり面できっちりと偶数番地を数値も含めて、みんなで合意していこうねというところにやっていくのか。私有財産の話になってくるんで難しいとは思いますが、どういってお考えで、都市計画審議会にかけられるんだったら、当然その辺も答えは準備されていると思うんで、ぜひ。

○加島まちづくり担当部長 あくまでも地区計画なので敷地単位ということではありませぬので、やはり面的に考えるのが地区計画の趣旨なのかなというふうな認識でございます。

○嶋崎委員長 はやお委員。

○はやお委員 もう端的に。ここのところについては地区計画がかかっていなかったから網がかかっていないで、高さがかかっていないということなんですが、こういう陳情が出てきているということからね、普通であると、まず一つ質問が、当然のごとく建築基準法の一番大切な容積、この高さがあれば一応満ぱんに取れるということかどうかということ。容積率ね、床が取れるのかどうかということと。それと、私も、ほら、都市計画審議会のメンバーなんで、いいよとか悪いよといったときに、ちょっと確認だけ。それと、例のこ

このところは雙葉、言っちゃいけないんだ、進学校の女子中高があったところの、例のいろいろな問題があった地域であるかということと、それとあと、当然網がかかっていないから、もし網をかけたときに、既存不適格な建物というのが発生するのかなどうか、ちょっとその点のところをお答えいただきたい。

○江原地域まちづくり課長 まず1点目でございますが、容積率につきましては、今の指定容積率が標準画地できちっと消化できるかというところは、各エリアの高さ設定で大丈夫かどうかというシミュレーションをして検証しています。実は、もう少し、すみません、ちょっと高さの設定の絵がなくて恐縮なんですけども、今の地区計画素案よりももっと低い形で地区計画の案は出てまいったんですが、そこで標準画地で容積のシミュレーションをしたところ、ちょっとこの高さでは消化が難しいのかなというところがあって、区のたたき台として少し高さを増した形で案を改めているというところがございます。ですので、そういった検証をしているというところでございます。

教育機関も中にはあるという中で、番町小もございます。その辺りももちろん合意形成というところではちゃんとお話をさせていただいたというところと、あと、区の小学校につきましても、関連する部門たちと共有をした上で、ちゃんとこの後更新もそういった形でできるのかということも含めて、一応共有をしているというところでございます。

あと1点何だったっけ、すみません、既存不適格建物の二つ目のご質問だったかと思うんですけども、実は、今回この偶数番地地区の中で、高さ50メートルを超えてくるようなマンションが建設をされたというところで、これ以上そういうことがあっては困るというところで住民有志の方々から提案を頂いたというきっかけがございます。既に建っている50メートルを超えるマンションにつきましては、今後、建て替え時の同規模の高さを認めるという特例をつけさせていただいております。そこにつきましては、既にあるというところで、その高さまでは認めるというところで、その当該マンションの方々にもご納得を頂いて、そういった設定、特例をつけたというところでございます。

○はやお委員 最後一つだけ。

じゃあ、もう一度外一の話をするわけじゃないですけども、十分に住民のほうからのいろいろ有志の方からも出した中でも少し積み上げました。で、既存不適格はあるけれども、その建て替えもいいですよということについては住民の方々は了承は得ているということでもいいわけですね。そこだけもう一度。そうすれば粛々淡々とやります。ちょっとそこをお答えいただきたい。

○江原地域まちづくり課長 おっしゃるとおり、当該マンションの方々に了承を得ていると。現状と同規模の建て替えが可能な環境というのを担保することであれば、全体としてこういった地区計画素案でもよからうというような形でお話をさせていただいているところでございます。

○はやお委員 はい。結構です。

○嶋崎委員長 はい。ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、取扱いをいかがいたしましょうか。ご意見を下さい。

そんなお見合いになっちゃって、誰か言ってくれないと、ほかのところではみんなべらべらしゃべるんだからさ。（発言する者あり）ないの。

じゃあ、委員長としてという話にしちゃっていいんですか、委員さんのほうがないということは。取扱いを何とかしなくちゃいけないからこれ、私のほうから提案させていただくということでよければ提案しますよ。うんじゃなくて、はっきりしてくれよ。

じゃあ、いずれにしても、かなり長きにわたって住民の皆さんが合意形成に向けて審議をしてきていただいたというふうに認識をいたしております。結果、たたき台を区がつくって、それをおおむね合意ができたというところで都市計画手続に進んだらというふうに思いますので、いずれにしても、これ地域の合意形成がきちとなされて何ほのものだというふうに思いますんで、いずれにしても都計審は都計審として、それで提案をされているだらうけれども、地域にとってはご不安がないようにきちとお話をさせていただくようなことを丁寧に執行機関も引き続きやっていただくというところでお返しをさせていただくということで、議事録をもってね、お返しをさせていただくということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

すみません。この時間なんでどんどんやっちゃいますよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 次の陳情審査に入ります。二番町地区まちづくり、送付5-18、19、21から26、31の9件、一括して審査をいたします。陳情書の朗読は同じように省略をさせていただきます。

執行機関から何か情報提供があれば下さい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 それでは、二番町地区地区計画の変更に関する陳情に関しまして、区の見解についてご報告をいたします。恐れ入りますが、環境まちづくり部参考資料4をご覧ください。

今回、6月13日から7月5日までの間に全9件の陳情を頂いております。こちらの資料には、各陳情の件名と内容を整理した概要のほか、項目ごとに整理区分、回答を記載しております。なお、整理区分という項目については、全部で四つ今回は記載をしております。それぞれどのような観点で整理をしたかということについては、資料欄外のほうに補足をさせていただきました。

今回は一番右の回答欄の各項目に対応する区の見解を示しておりますので、それぞれ簡単に回答の概要についてご報告をいたします。

まず、送付5-18の陳情についてです。項目の1番につきましては、3月30日に開催をした都市計画審議会におきまして、各委員の皆様から、学識経験者の委員による専門的な見地からの検討を求める意見がございました。それを踏まえまして、区では二番町地区の地区計画の変更に係る専門家会議という会議体を設置しております。こちらの専門家会議ですが、既に6月6日に第1回を開催しております。今後7月10日に第2回の開催を予定しております。前回6月6日の第1回の会議の際ですが、検討項目の一つとなりましたのが都市計画手続についてでした。都市計画案を変更した場合は手続を最初からやり直すということがこの会議体の中で確認されておまして、区としては、今後それが確定した際に、その方針にのっとった対応を考えております。今後の都市計画審議会におきまして、最終的な専門家会議の方針を示していただけるものというふうに区としては考え

ておりまして、そうなった場合、その後に改めて都市計画手続を再度行うということも考えられる中、現時点で以前の計画手続における意見募集に関する情報を公表するという点に関しては考えておりません。

以下の陳情におきましても、この中のハイフンで整理区分を記載したのものに関しては同様の考えに基づき回答をさせていただいております。

2番についてなんですが、都市計画手続を通じて今後も様々な立場の方からご意見を伺ってまいりたいというふうに思っております。また、まちづくり協議会の開催等を通じまして、ご指摘があったとおり、事業者だけではなく、区民や有識者など、様々な方のご意見を伺うよう努めてまいりたいというふうに考えております。

3番につきましては、今後の手続における参考とさせていただければというふうに考えております。

続いて、送付5-19の陳情についてです。まず、こちら2番についてですが、類似した陳情があった際に、こちらに記載のとおり回答させていただいております。こちら1番の陳情についても同様に考えております。

3番につきましては、現在、専門家会議には都計審における各委員からのご意見を踏まえまして、その都計審の際に挙げられた検討項目の議論、こちらをお願いをしているところでございます。

続きまして、送付5-21の陳情についてです。こちら5番については類似の陳情があった際に、こちらの資料に記載のとおり回答をさせていただいております。その他の項目については、今後の手続の参考とさせていただければというふうに考えております。

続いて、送付5-22の陳情についてです。1番につきましては、類似の陳情があった際に記載のとおり回答をさせていただいております。

2番については、先ほどご報告をした内容と重なりますが、専門家会議の方針にのっとり、計画案が今後変更となった場合については、改めて手続を行うということを考えております。

3番は、今後の手続の参考とさせていただければというふうに考えております。

続いて、送付5-23の陳情についてです。こちらの内容についてですが、区議会に対する要望というふうにお見受けしております。3月3日の特別委員会における集約を引用した形で回答欄に記載をしております。

続いて、送付5-24の陳情に関してです。こちらの1番につきましては、ただいまご説明した内容と同様の対応とさせていただきます。

2番に関してですが、議会に対する要望ではあるものの、本計画に関する見解を求めるといった内容とは異なるのではというふうに考えまして、記載のとおり、区が判断するものではないという回答をさせていただいております。

続いて、送付の5-25の陳情についてです。現時点におきまして区が影響調査を行うということについては考えておりませんが、専門家会議の意見を踏まえまして、もし計画案が見直しというふうになる場合については、こちらは以前の調査とは前提が変わってくるため、事業者に対しては改めて影響調査を実施するよう、区からの指導を行いたいというふうに考えております。

続いて、送付5-26の陳情に関してです。こちらについては、一つ目の陳情への回答

の考え方と同じ取扱いを考えております。

最後に、送付の5-31の陳情に関してです。こちらは今後の手続における参考とさせていただきますというふうに考えております。

こちらからのご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ちょっとお諮りをしたいんですが、現在ご案内のように都市計画審議会において学識経験者の先生方にこの案件につきましていろいろとお願いをさせていただきます。で、もう1回終わったんだっけ。

○榊原昶町地域まちづくり担当課長 はい。

○嶋崎委員長 1回目が終わって2回目に入るんだよね、いつやるの。

○榊原昶町地域まちづくり担当課長 7月10日です。

○嶋崎委員長 7月の10日に2回目の会議体が持たれるそうです。ここにも全部が全部ではありませんけれども、都計審の学経の先生方の専門的な見地からということも書かれておりますので、できれば、この25日が都市計画審議会を予定しております、この案件はないんだよね、今回はね。どこら辺まで、そこをちょっと教えてください。25日のところはどのような形になるのか。

○榊原昶町地域まちづくり担当課長 失礼しました。7月25日に予定されている都市計画審議会における取扱いに関してですが、こちらまだ確定はしていないんですけれども、専門家会議の中で意見が集約されたようであれば、こちらの7月25日の都市計画審議会において集約された内容についての報告をいたしたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。審議案件ではなくて報告案件ということですね。

○榊原昶町地域まちづくり担当課長 はい。おっしゃるとおりです。

○嶋崎委員長 ということなんで、それを受けて我々もこの陳情については少し審査をしたほうがいいだろうというふうに委員長としては判断をいたしました。

お諮りをいたしますけれども、そのようにさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、これに関しましては、その都市計画審議会の結果を待つて次回の審査に当たらせていただきたい。継続ということでお諮りをさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

それで、申し訳ございません。戻らせてください。

あ、ごめんなさい。休憩します。

午後6時37分休憩

午後6時37分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

先ほどの外神田一丁目の陳情に関しまして、それぞれいろいろとご議論を頂き、そしてご意見も頂きました。私のほうでまとめさせていただいたところがございますので、継続にするもの、それと丁寧に議事録をつけてお返しするものの整理ができましたので、読み上げさせていただきまして、よろしければそのようにさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、整理をいたしましたものをご確認ください。

まず、送付5-15、外神田一丁目再開発に関する委員会開催を求める陳情ですが、当委員会として、第2回定例会が始まる前に、外神田一丁目まちづくりに関して、委員会としては請願審査のため開催し、議論をしてきたところでございます。そういったところを踏まえ、本件陳情につきましては、陳情者にご理解を賜りたいというふうに思っております。

次に、送付5-29、都市計画法17条手続に対する意見の速報を求める陳情ですが、執行機関からは、7月25日に開催予定の都市計画審議会に本件に関する資料となるため、事前に当委員会へ報告することは審議会での公平な審議を阻害するおそれがあるため差し控えたいと説明がありました。当委員会としては速やかに報告するよう執行機関に申し入れました。また、公共施設についての意見の詳細については、必要に応じて報告するよう確認をさせていただきました。

次に、その他の外神田一丁目に関する陳情、送付5-14、16、送付5-27、28、30については、継続として扱わせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。なお、送付5-30につきましては、企画総務委員長と協議を行いたいというふうに思っておりますので、併せてご確認を頂きたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、以上で日程2、陳情審査を終了いたします。

ちょっと休憩しますか。どうぞトイレ行ってください。

午後6時40分休憩

午後6時43分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、日程3、報告事項に入ります。

（1）千代田区地球温暖化対策第5次実行計画（事務事業編）（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について、理事者から説明を求めます。

○山崎環境政策課長 第5次実行計画に対するパブリックコメントの結果概要についてご報告をいたします。

ただ、パブリックコメントの結果に入る前に、本計画素案につきましては、昨年度12月6日及び3月8日に企画総務委員会において報告をさせていただきました。ただ、改めて簡単に概要だけ説明をさせていただきたいと思っております。

まず、環境まちづくり部資料1-2、A3二つ折りのものをご覧ください。本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び区の条例に基づき策定が義務づけられており、自治体自らの事務事業で排出する温室効果ガス等の削減に関する計画でございます。千代田区は2050年までにゼロカーボン社会の実現に向けて取り組むことを宣言しておりますが、これに先行し、2030年までに区有施設のゼロカーボン実現を目指すこととしております。

計画期間は2027年度までの5年間であり、計画期間における目標は、基準年である2013年度のCO<sub>2</sub>排出量、こちらから82%削減することを目標としております。最終的に2030年度には100%の削減をすることを旨とするところでございます。

中側をご覧ください。次に施策の概要としましては、大きく分けて四つの基本方針ごとに施策を展開しております。

基本方針1では、エネルギー消費量の削減として、区有施設におけるLED化などの省エネ設備導入や新築・改築時における省エネ化及び職員の省エネ行動の推進などでありま

す。基本方針2としましては、エネルギーの脱炭素化の推進として、再生可能エネルギーの利用を推進してまいります。

次に、基本方針3は、協働による地球温暖化対策の推進として、高山市や孺恋村、五城目など、協定提携自治体との森林整備によるカーボン・オフセットや再エネの創出導入などに関する協働を行ってまいります。

最後に、基本方針4として、スマートシティの強化でございます。庁有車等のEV化などのクリーンエネルギー自動車の導入や、区有施設等における充電・蓄電・発電設備など、エネルギーレジリエンスの強化、新技術の実証実験などを行ってまいります。

以上が本計画の概要となります。

次に、資料1-1に戻ってください。裏面のほうをご覧くださいまして、パブリックコメントの概要でございます。期間や周知方法などは、この資料1-1にお示しのとおりであります。意見提出者は7名であり、意見数は17件でありました。

次に、資料の1-3をご覧ください。ホチキス留めのA4横のものですね。頂いたご意見の概要及び区の考え方について要点をまとめております。

基本方針1、エネルギー消費量の削減に関するご意見として、各フロアや事務事業ごとの使用エネルギーの可視化に関するご意見。コージェネレーションに関するご意見などを頂きました。今後の施策の参考にさせていただくとともに、文言を追加してございます。

基本方針3、協働による地球温暖化対策の推進に関するご意見としては、地域連携の推進による脱炭素化の推進についてご賛同のご意見がございました。

基本方針4、スマートシティの強化に関するご意見としては、エネルギーレジリエンスの強化についてのご意見や、様々なデータの公開についてのご意見があり、追加並びに今後の施策の参考にさせていただくこととしております。

そのほかとしまして、区有施設や事業のほか、区全体の取組に関する事項のご意見というのがございました。こちらは、本計画は、先ほども申し上げましたとおり、区有施設等、区自らの事務事業における計画でございます。区全体の事業所や区民などを対象にしたものではないことから、本計画には直接反映するものではありませんが、今後の地域推進計画ですとか緑化政策の推進など、区全体のゼロカーボンに向けた取組の参考とさせていただくこととします。

あと、参考資料としまして、今回のパブコメの意見を反映し修正した第5次実行計画の本編のほうをお配りしております。今後、表紙のデザインですとか修正をして、あと資料編も加えて7月中旬頃にホームページで掲載をしていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。委員の皆さんから質疑を受けます。

○小枝委員 1点だけ。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 パブコメのところなんですけれども、こちらに限らずで、意見を述べているのが在住4人、事業所2人の利害関係者1人ということで7名というふうになっているんですけれども、この公表する際に意見概要のところはその別をちゃんと表示してもらいたいんですよ、どういう区分の方なのか、どの区分の方からなのかということ。議会の陳情だってそこは分けているわけですから、そこを表示しないと幾ら提出者数の分類があっても意味がないので、そこだけお願いします。それだけです。

○嶋崎委員長 はい、どうぞ、担当課長。

○山崎環境政策課長 ホームページに公表するときには区分のほうも入れて公表したいと思います。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 ほか、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この案件を終了、質疑も終了いたします。

次に、（2）に関しましては、地方連携の再エネに関しましては、次の委員会でご説明をさせていただきたいと思います。本日は割愛をさせていただきます。

次に、（3）千代田区まちづくりプラットフォームのあり方の検討について、理事者から情報提供ということでお願いします。

○前田景観・都市計画課長 本検討につきましましては、これまでも、昨年度来、区議会のほうにご報告をさせていただいているところでございます。引き続きご報告をさせていただければというふうに考えてございます。

改めまして、項番1のところであり方検討会の設置のところから記載してございますが、後ほど参考資料1と合わせてご案内させていただきますので割愛をさせていただければと存じます。

項番2、第3回の検討会を開催日、令和5年3月15日に開催してございます。

また、項番3でございますが、第4回の検討会を6月22日に開催をしているところでございます。本日は、第4回の検討会での主な意見、こちらでご確認いただきたいというふうに存じますけれども、本日、参考資料1と2ということで、当日の資料もおつけさせていただいてございますので、簡潔にご案内をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

まずA4一枚の横のものをご確認いただいでよろしいでしょうか。こちらはちょっとサンプルにまとめているものになるんですが、この間、先ほどのレジュメの1枚目のところにも第3回のところで記載がありますが、あり方素案をベースに、冊子のほうをベースに、検討会はもとより委員会にもご報告をさせていただいてきたところでございますけれども、検討を深度化していくに当たりまして、合意形成と意思決定というような言葉の関係性をはじめ、その内容とともに専門性が高まってまいりまして、議論を追い切れないという意見も委員から頂いておったところでございます。そのため、今年度よりは専門的な部分は学識で議論していくこと、また専門的な部分を分かりやすく整理したものを検討会で議論



をしていくということで検討会の委員長に整理を頂いているところでございます。

そうした中、検討会では大きく2点ご議論いただきまして、まず一つは、改めてということで参考資料1、こちらをベースにご議論を頂いて、ここで頂いた内容をあり方素案のほうに反映しながら検討を深めていくという形となっております。

改めまして、このA4一枚のところでございますが、公・民・学連携、まちづくり支援組織「千代田区まちづくりプラットフォーム」とはといったところでございますけれども、記載のとおり、ご案内のとおり、まちづくり協議会を組織して千代田区では合意形成を図りながらまちづくりを推進してきたところでございますけれども、合意形成が円滑に進まず、区民等がサービスを受けないケースが発生しているといった状況がございます。そうしたケースが発生しておりますものの、記載のとおり、まちづくり協議会等の形成や活動は重要なものであるというふうに認識をしているところでございます。

つきましては、まちづくり協議会等のその形成や活動を支援する仕組みといたしまして、この「千代田区まちづくりプラットフォーム」支援組織として設置をするといったところで検討を深めてございます。

中央のところでございますけれども、まちづくり協議会等での協助と合意形成のイメージ、記載をさせていただいてございます。左側は空間の供給ということで、その空間の創出の手法等を記載させていただいてございます。右側は活動の需要ということで、地域ニーズを記載させていただいてございます。協議会等では空間の供給と活動の需要に係るまちづくりの関係者が集まりまして議論をするというものでございます。

一番下のところでございますが、今回検討しております千代田区まちづくりプラットフォームでは、こうした協議会等を地域の実情に応じた支援をしていこうということで今検討を深めているといったところでございます。

また、まちづくり協議会等でのイメージを記載しているため、支援する対象範囲が見えづらいところではございますけれども、検討会の中では、協議会等が形成される前段階から、形成された後は、そのイメージにもございますように、協議会の活動の支援ということで幅広く支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

こうした支援組織につきまして、そのあり方ということで本日おつけしていますのがその冊子ということで詳細を記載をさせていただいてございます。かなり割愛をさせていただければというふうに思いますが、ちょっと14ページ、お開きいただいでよろしいでしょうか。まず、支援の仕組みといたしましては、第三者的な機能といたしましてサポーターチームにより協議会を支援するというものとしてございます。ここで、先ほどは協議会と記載しているものをエリアプラットフォームということで記載しておりますが、A4一枚のほうは分かりやすい発信用ということで、一方で、こちらのほうは詳細版ということで、国交省によりまして、まちづくりについて協議・調整を行うための場がエリアプラットフォームとしてございますので、学識経験者等による議論用に表現をちょっと変えさせていただいてございます。

15ページ、16ページをお開きいただきますと、支援する機能、様々ちょっと記載をさせていただいてございます。

また、おめくりいただきまして、17ページのところでは、どこが事務局となるのか、どういった組織をつくっていくのかといったことをはじめ、まだまだ検討を深めていかな

ければならないといった事項を記載してございます。こうしたことを今検討を深めているといった状況でございます。また、こうした検討を深めていく中で、こういった机上の議論だけではということで、実際に地域に入りまして支援内容は何ができるか確認しながら進めていきたいというふうに考えてございますので、その実証実験を行う候補地の検討を今しているところでございます。検討会の中でも、既存の協議会があるところやないところ、様々対象があるといったところをご案内をさせていただいた中でも、このたび、神保町地域について検討してまいりたいというところで議論をさせていただいたところでございます。これまでも神保町地域に当たりましては、区議会のほうからも、個性的な商業文化の継承、本のまち、出版業について、また商店街の連合会からも、まちの狭小であるとか、駐車場の課題について様々にご意見を頂いているところでございます。まちのイメージや神保町の範囲等、検討会の委員からもご意見を頂いてございますので、まずはまちの状況や課題など、ヒアリング等を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。その際重要となりますのは、地域主導のまちづくりであるというふうに考えてございます。地域としての機運がないまま進めてしまうといったこととなりますと行政主導になってしまいますので、支援という形ではなくなってしまうないように、そこは留意しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

駆け足で恐縮でございます。最後にレジユメのまた項番4のところにお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございます。繰り返して恐縮でございますが、実証実験ということで、地域の課題、ニーズ等のヒアリング等を行いながら、合意形成を支援できる仕組みにつきまして一層検討を深めてまいりたいというふうに考えてございます。また、その状況等につきまして本委員会のほうにもご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

駆け足で恐縮でございますが、以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご報告を頂きました。委員の皆さんから質疑はありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 これ、また進捗を下さいね。

それでは、報告事項（3）番の質疑を終了いたします。

次に、（4）九段南一丁目地区のまちづくりについて、理事者から情報提供をお願いします。

○江原地域まちづくり課長 それでは、九段南一丁目地区のまちづくりについて共有をさせていただきます。環境まちづくり部資料4のほうをご覧くださいと思います。

この地区につきましては、これまでも環境・まちづくり特別委員会で都度情報提供させていただいているところでございますが、喫緊では説明会とパブリックコメントの実施を経てガイドラインを作成したというところでございます。左上に位置図、左下にまちづくりの検討経緯を載せてございますので、ご確認を頂ければと思います。

右のほうに地区の特色と課題をまとめてございます。こういった地区の抱える課題を解決をして進めていくべきまちの将来像、まちづくりの方針について、左下のまちづくりの検討経緯の令和3年6月「九段南一丁目地区まちづくり基本構想」として、ここに掲げている3点を今後目指すべきまちづくりの方針として共有をさせていただいたというところ

でございます。

めくっていただきまして、見開きの上の2ページ目をご覧ください。こちら、これまでどういったステップを踏んでいるかというところでございますが、令和4年10月に「九段下・竹橋エリアまちづくり基本方針」、令和5年2月に「九段南一丁目地区まちづくりガイドライン」のほうを策定をしております。この本ガイドラインに位置づける各整備の実現に向けて、ちょっと右の現況、将来イメージと図がございますけども、まず、地区全体に再開発等促進区を定める地区計画を定めると。広場ですとか歩道状空地等を地区施設として位置づけます。この地区施設の整備ですとか基盤整備等の実現手段として、大きく3地区、北地区、中地区、南地区とございますが、北地区は市街地再開発事業。中地区、南地区は土地区画整理事業の施行を想定をしております、各個別地区単位で建物更新と合わせて事業を推進していくということを想定をしております。

令和5年9月頃から都市計画法に基づく手続の開始を想定し、次回、都市計画審議会におきましても検討状況と今後の進め方についてご報告をしようと考えているところでございます。

現在、再開発事業を想定している北街区では、区を除く16名の地権者のうち12名に都市計画手続を進めることについて同意を頂いているというところで、中街区、南街区、こちらは単独開発になりますけども、いずれもこういった方向性についてご同意を頂いているというところでございます。

ちょっと時間がないので割愛をさせていただきますけども、3ページ目のほうに、下の上位計画を踏まえた今後の計画イメージということで、今後の整備イメージのほうを記載をしているところでございます。

最後、4ページ目、一番最後のページでございます。北地区の再開発事業を検討しているエリア内に区有施設のほうでございます。左側が令和5年2月に策定したガイドラインより一部抜粋をしたものでございます。このガイドラインの中では、区有施設が更新時期を迎えているが、単独での建て替えが困難なため、再開発事業への参画を見据えて、今後検討を行っていくというような記載をしているところでございます。

右のほうに、地区内区有施設に関する課題のほうをまとめているというところでございます。

ちょっと駆け足になってしまいましたが、資料の説明は以上になります。今後、当地区の状況につきましても、適宜当委員会に継続的に報告をさせていただきながら、進め方についてご議論いただければというふうに考えているところでございます。

駆け足でしたが以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。九段南一丁目まちづくりの進捗についてご説明を頂きました。

よろしいですか。

林委員。

○林委員 駆け足で。こういった開発のときに、遅れていくと言えなくなっちゃうんで、千代田区の部内のほうで、近隣には保健所とか生涯学習館もあったり、あるいは千代田会館のところに部局もあると。要は床面積で区役所の本庁舎に近くにあったらいいなど。保健所だってワンフロアのほうがいいのかもしれないし、そういったところをちょっと集約して集めてもらいたいんですね。生涯学習館があるからそことか、住宅があるからまた

同じ場所というよりも、ちょっと再編含みで、職員の数も増えるんでしょう、きっと、適切だといって。そこのどれぐらいのベースで、例えば千代田保健所がこの再開発エリアに引っ越してくるとしたらどれぐらいの平米数が本当に必要なんだとか、そういったものをちょっと出してもらいたいんですよね、同時並行で。そうしないと、後でここあげますって、何に使おうとかというよりも、もうちょっと主体的に、区役所の周りなんで、せっかくなんで権利を買ってもいいのかもしれないし、借りているぐらいよりも。あの床を買いますとか言ってもいいかもしれないんで、ちょっと集中的に集めていただければと思うんですけども、それはまちづくり部でできるものなんですかね。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと担当課長ではちょっと答えられないので、ちょっと部をまたがるというか、どちらかという政経部、または区全体のお話ですので、そこは、今後、政経部とも打合せをしながら、こういった形で出せるものなのかどうなのかということとは検討させていただきたいなというふうに思います。

○林委員 もう一個、ごめんなさい。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 それをお願いします。どれぐらいの面積が必要なのかという、職員の方の働き場なんでDXが全ていいわけじゃなくて。もう1個が住宅に関してなんですけれども、ここはお住まいの方が現状でもいらっしゃるんですが、どういう手続等々で進められようと考えられているのか。

○印出井環境まちづくり部長 今日、担当課長がいないので私のほうからは概括的な説明になるかと思いますが、当地でこうしたまちづくりが進んでいますよというような情報提供は適宜入居者にも提供しております。ですので、一定のスケジュール感の中で機能更新が起こることについては情報提供をしておりますし、戸数的にもこういった戸数であること、あとかなり老朽化が進んでいるということも含めて、今後、昭和期住宅の全体の調整の中でこういった配置になるかというのは、今般、住宅基本計画改定の中でまた再検討しますけれども、今お住まいの方それぞれに対して不利益のないように丁寧に対応してまいりたいというふうに考えています。

○林委員 いや、そうじゃなくて。ごめんなさいね。

そうではなくて、四番町のときも実は議論になったんですけども、今、九段におられる方、これ機能更新でいずれどこかには一旦出なくてはいけないんですけど、また住宅を戻す形になるとか、そうやってくると、今度、職場環境とかができなくなるんで、グランドデザインを少しつくってもらった後で、この九段南一丁目の地区のまちづくりのところに行ってもらいたいんですよ。分かりますかね。今ある既存のものをまた戻してくるという発想ではなくて、区の施設設備の中で1回見直すような形の上でやらないと、これだけ道路がたくさんあって、区のものもあって、区道というのはこれ取り外さないといけない計画なわけですから、大事な場所なんですよ。で、千代田区お金があるので、お金を払ってでも床面積はここは取らなくちゃいけないところだと思っているんです、僕自身は、保健所を含めて区の職員の方が増えるんだから。だったらもっと前さばきで情報提供なり、本当にこの場所に住宅が必要なのか否かも含めて、内部のほうで昭和期住宅の再編も含めて出してもらった上でこういったまちづくりの方向性を話していかないといけないと思っているんで、時間が時間なんで、これで終わるんで、何か一言。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど、私、住宅基本計画の中でと申し上げましたが、そこにはそういった趣旨を含んで、昭和期住宅の機能更新に伴う区営住宅、公共住宅のあり方、例えばここは10戸に満たないような状況ですけども、小規模住宅でいいのかとか、あるいはニーズに対応した住宅が必要なのか。おっしゃるとおり、九段にこれまでの規模と同じような住宅があるべきなのかも含めて検討していきたいというふうに思っていますけれども、現在お住まいの方がいらっしゃるの、その辺の方々については丁寧に対応していきたいという趣旨でご答弁申し上げます。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○林委員 はい。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 令和5年9月以降都市計画法手続開始というふうに書いてありますが、かつ最高高さ170と書いてあると、あっ、どこかで見たなというのもあって、これ一応割り算してみると69%ぐらいは入っているということなんだけども、今日はお急ぎでしょうけど、まだ機会があるのかなのか。

○嶋崎委員長 え、何を。

○小枝委員 間に合う範囲というのはいつまで、要するにこの議論でもってもう固まりになっちゃうのか、いや、あのとき言ってくればよかったのになって言われちゃうじゃないですか、大体。

○嶋崎委員長 スケジュール感だ。

○小枝委員 うん、このまたしゃれ街何とかとかね、そういう手続ももう似ているから、何かだんだん勉強しちゃって分かっちゃうわけなんですよね。そういうのも全部洗いざらい言った上でどうなのかというのが、まだ間に合う範囲でやっぱり議論しないとまずいなという、勉強しちゃったんで、教えてください。

○加島まちづくり担当部長 すみません。いろいろなこれ、手法が実は入っているという形になります。北街区は市街地再開発事業、中街区、南街区は土地区画整理事業というところで、ただ、その言葉だけ言っても、多分この図だけでもちょっとなかなか理解しにくいかなというところがありますので、これに関しては、また詳細にご説明させていただいて、それでご意見を頂ければなというふうに思っております。我々としては、先ほど林委員言われたように、区の施設だとかというところを充実するという形になれば、北街区はやはり再開発の中に入っていないとちょっとそれは無理だろうなと。また、あそこの再開発等で北街区をまとめないと、この中街区だとか南街区の魅力が薄れてしまうということなので、ここはやはりこの九段南地区一体的に整備していく必要があるだろうというふうな認識でございます。また詳細については都度ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小枝委員 そうすると、まだ東京都の手続等について踏み出す日程にはないということですね。

○加島まちづくり担当部長 東京堂というのは……

○小枝委員 東京都。

○加島まちづくり担当部長 あ、東京都ですね。東京都のほうは、都市計画の手続に入っ

ていくのであれば、それは東京都との調整がもちろん必要になってくるという形になります。

○小枝委員 だから、今……

○嶋崎委員長 まだ、その時期ではないということですか、と聞いているの。

○江原地域まちづくり課長 こちらのほうに記載しているとおり、2ページ目の下に令和5年9月以降、都市計画法の手続に入っていきたいという形で書いてございますけども、今、各地権者さんの足並みがそろってきたというところで、こういった形で都市計画の手続に入っていきたいということを次回の審議会のほうでご報告を差し上げようかなと思っております。東京都との協議、19条協議とかにつきましても、地権者16条が経ってから、その後でございますので、まだ先かなというところでございます。

○嶋崎委員長 まだ時間があるからやり取りが多少できますよということでもいいんだよね。

○江原地域まちづくり課長 すみません。あと、ごめんなさい、地域まちづくり課長です。

こういった都市計画のほうの手続につきましてはそういった形でということなんですけども、先ほど林委員がおっしゃられたことがすごく大事な要素かなと思っておりますので、そこにつきましては、今、区としては4ページ目でございますとおり、こういった物理的な課題もある中で、区有財産については再開発に参画をしていくということが望ましいだろうと。今後、検討を行っていくべきだということを庁内で共有をしているというところでございますので、今後、中身についてどうしていくのかというところについては、まさしくそういった庁内で連携を取りながら、そういった会議体も定例的に持っていこうと思っておりますので、議会のほうにも継続的にちょっとその辺は情報を共有した上でご議論いただくかなというところでございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 先ほどは住宅の話も出て、この九段学習館のほうも、これはこの場所で一体的に展開していくということはもう確認されているんでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 そういったことも含めて、今、庁内で議論をしているといったようなところです。ここに残るといってもありますし、林委員が言われたように、新たな区全体のことを考えてどうするかというところの今議論をしているという真ただ中というところでございます。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、（4）の報告事項、質疑を終了します。

次に（5）飯田橋駅中央地区のまちづくりについて、理事者から説明を求めます。情報提供をお願いします。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 それでは、報告事項の（5）番、飯田橋駅中央地区のまちづくりについてご報告をいたします。

本件は、JR飯田橋駅東口の駅前にございます飯田橋駅中央地区における再開発に関するご報告となります。環境まちづくり部資料5をご覧ください。

まず、資料左上の枠内をご覧ください。本計画の対象区域は地図内で赤く塗られた箇所でございます。

続いて、資料左下の枠内をご覧ください。飯田橋・富士見地域では、平成17年にまちづくりに関わる地域の幅広い関係者で構成をされる飯田橋・富士見地域まちづくり協議会が立ち上げられました。まちづくり協議会では、エリア内の基盤整備の方向性を示す計画を策定しております。この駅東口につきましては、令和3年のところに記載がございますが、この令和3年に策定をした飯田橋駅東口新整備構想において具体的な内容を示しております。

続いて資料右上をご覧ください。ただいま申し上げた飯田橋駅東口新整備構想で示す駅東口の基盤整備の方向性をまとめております。駅前の広場空間整備のほか、地上・地下のアクセス機能拡充であったり、エレベーター新設等のバリアフリー対策を位置づけております。これらの内容に基づきまして準備組合が飯田橋駅中央地区における再開発事業の内容を検討しておるといった状況です。

続いて、資料右下をご覧ください。こちらこれまでのまちづくりの経緯について記載をいたしました。なお、本年1月にもこの計画に関しては環境・まちづくり特別委員会でご報告をさせていただいております。その後の流れのみご報告をいたします。資料に記載のとおり、2月及び6月に区が主催をする意見交換会を開催いたしました。対象となる地権者の方全員に区からご案内をいたしまして、資料も事前にお送りすることで、当日の参加者だけではなく、ご欠席をされた方からもご意見を頂いております。また、6月開催をした際には、2月の開催時に頂いたご意見に対して、区または準備組合としての見解をお示しする資料もお配りをしております。

裏面ご覧いただきまして、左上の枠内をご覧ください。再開発の事業概要についてご説明をいたします。この左上の枠内、建築物の箇所についてですが、こちら赤枠の中、C-1地区に高さ150メートルの業務・商業棟、C-2地区に高さ100メートルの住宅・商業棟という2棟の建設を予定しております。

続いて、裏面、資料右上に全体イメージといたしまして、建物の断面図であったり、駅前広場のイメージ、そして緑の憩いの広場のイメージを掲載させていただきました。

続いて、資料右下をご覧ください。今後のスケジュールを記載いたしました。今後は、順次都市計画の手続に入っていきたいというふうに考えておりました。まずは今後の都市計画審議会において、この案件についての報告を行いたいというふうに考えてございます。

最後に参考といたしまして、資料に記載はございませんが、直近の時点における本計画の権利者の合意状況についてもご案内いたします。地権者、借地権者を合計した権利者数は計45名となっております。そのうち都市計画手続推進へ同意をされている方、こちらの人数が37名というふうに聞いております。そのため、人数で換算した場合の同意率はおおよそ82.2%です。また、面積換算で見た場合にどうかという点ですが、こちらは約8,561平米に対して、同意された方の地権者の合計した面積が7,745平米ということで、おおよそ同意率は90.5%となっております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。理事者から説明を頂きました。質疑を受けます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。これもまた進捗がありましたらお知らせください。聞いているの、

課長。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。ごめんなさい。

○嶋崎委員長 進捗があったら、また、これ、ご報告ください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。失礼いたしました。進捗がございましたら、議会のほうにも情報共有させていただきたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。それでは、（５）の飯田橋駅中央地区の質疑を終了いたします。報告事項を終了いたします。以上で全ての報告事項が終了されました。

日程４、その他に入ります。委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。執行機関からどうぞ。

○前田景観・都市計画課長 都市計画審議会の開催につきましてご案内を申し上げます。

7月25日火曜日の午前10時から、委員会室におきまして都市計画審議会を開催させていただきます。案件といたしましては6件、審議案件3件でございます。東京都市計画地区計画外神田一丁目南部地区地区計画の決定。東京都市計画第一種市街地再開発事業外神田一丁目南部地区第一種市街地再開発事業の決定。東京都市計画地区計画六番町偶数番地区地区計画の決定の3件でございます。報告案件としましては3件、二番町地区のまちづくりについて。九段南一丁目地区のまちづくりについて。飯田橋中央地区のまちづくりについての報告を予定しております。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。なし。（「はい」と呼ぶ者あり）ないの。あ、そう。はい。

以上でございます。

次に、日程５、閉会中の特定事件継続調査につきましては、閉会中といえども当委員会が開催できるように議長に申し上げたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、本日は……

○林委員 あ、ちょっと。請願のやつの継続も諮らないと。諮ったかな。

○嶋崎委員長 ちょっと待って。（発言する者あり）

休憩します。

午後7時20分休憩

午後7時21分再開

○嶋崎委員長 再開します。

それでは、本日はこの程度をもちまして、当委員会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

午後7時21分閉会